

第六十八回国会
衆議院
内閣委員會議録第一号

本国会召集日(昭和四十六年十二月二十九日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 伊能繁次郎君	理事 佐藤 文生君	理事 坂村 吉正君
理事 塩谷 一夫君	理事 湊 徹郎君	
理事 山口 敏夫君	理事 大出 俊君	
理事 伊藤惣助丸君	理事 和田 耕作君	
阿部 文男君	天野 公義君	
加藤 陽三君	笠岡 喬君	
鯨岡 兵輔君	篠田 弘作君	
園田 直君	辻 寛一君	
中山 利生君	葉梨 信行君	
古井 喜實君	上原 康助君	
川崎 寛治君	木原 実君	
土井たか子君	横路 孝弘君	
鬼木 勝利君	鈴切 康雄君	
受田 新吉君	東中 光雄君	

昭和四十七年三月九日(木曜日)
午前十時三十七分開議
出席委員

委員長 伊能繁次郎君	理事 坂村 吉正君
理事 加藤 陽三君	理事 湊 徹郎君
理事 塩谷 一夫君	理事 大出 俊君
理事 山口 敏夫君	理事 和田 耕作君
理事 伊藤惣助丸君	理事 天野 公義君
阿部 文男君	上原 康助君
辻 寛一君	横路 孝弘君
土井たか子君	受田 新吉君
鬼木 勝利君	松本 善明君
東中 光雄君	

出席國務大臣
(總理府總務長官) 山中 貞則君

出席政府委員

國務大臣 (防衛庁長官)	江崎 真澄君
總理府總務副長官	砂田 重民君
防衛庁参事官	鶴崎 敏君
防衛庁参事官	岡太 直君
防衛庁長官官房長	矢野 基男君
防衛庁防衛局長	久保 卓也君
防衛庁人事教育局長	江藤 淳雄君
防衛庁裝備局長	黒部 穰君
防衛施設庁長官	島田 豊君
防衛施設庁総務部長	長坂 強君
防衛施設庁施設部長	薄田 浩君
防衛施設庁勤務部長	安齊 正邦君
沖繩・北方対策庁長官	岡部 秀一君
沖繩・北方対策庁総務部長	岡田 純夫君
沖繩・北方対策庁調整部長	田辺 博通君

委員の異動

二月一日	鯨岡 兵輔君	補欠選任
同月十五日	原 健三郎君	補欠選任
三月七日	東中 光雄君	補欠選任
同日	笠岡 喬君	補欠選任

山手 満男君

同日 補欠選任 笠岡 喬君

同日 補欠選任 不破 哲三君

同日 補欠選任 松本 善明君

同日 補欠選任 東中 光雄君

同日 補欠選任 松本 善明君

同日 補欠選任 松本 善明君

同日 補欠選任 松本 善明君

同日 補欠選任 松本 善明君

同日 補欠選任 松本 善明君

同日 補欠選任 松本 善明君

同日 補欠選任 松本 善明君

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

同月八日 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

同月九日 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

同月九日 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

同月九日 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

同月十日 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第二八号)

同月十日 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)

同月十八日 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

同月二十一日 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

三月八日 航空事故調査委員会設置法案(内閣提出第四四号)

三月七日 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

二月二十八日 靖国神社の國家管理反対に関する請願(青柳盛)

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 昭和四十七年三月九日

同(谷口善太郎君紹介)(第七四〇号)
同(津川武一君紹介)(第七四一号)
同(寺前巖君紹介)(第七四二号)
同(土橋一吉君紹介)(第七四三号)
同(林百郎君紹介)(第七四四号)
同(東中光雄君紹介)(第七四五号)
同(不破哲三君紹介)(第七四六号)
同(松本善明君紹介)(第七四七号)
同(山原健二郎君紹介)(第七四八号)
同(米原昶君紹介)(第七四九号)
同(青柳盛雄君紹介)(第七六四号)
同(浦井洋君紹介)(第七六五号)
同(小林政子君紹介)(第七六六号)
同(田代文久君紹介)(第七六七号)
同(谷口善太郎君紹介)(第七六八号)
同(津川武一君紹介)(第七六九号)
同(寺前巖君紹介)(第七七〇号)
同(土橋一吉君紹介)(第七七一号)
同(林百郎君紹介)(第七七二号)
同(東中光雄君紹介)(第七七三号)
同(不破哲三君紹介)(第七七四号)
同(松本善明君紹介)(第七七五号)
同(山原健二郎君紹介)(第七七六号)
同(米原昶君紹介)(第七七七号)
同(青柳盛雄君紹介)(第七七八号)
同(浦井洋君紹介)(第七七九号)
同(小林政子君紹介)(第七八〇号)
同(田代文久君紹介)(第七八一号)
同(谷口善太郎君紹介)(第七八二号)
同(津川武一君紹介)(第七八三号)
同(寺前巖君紹介)(第七八四号)
同(土橋一吉君紹介)(第七八五号)
同(林百郎君紹介)(第七八六号)
同(東中光雄君紹介)(第七八七号)
同(不破哲三君紹介)(第七八八号)
同(松本善明君紹介)(第七八九号)
同(山原健二郎君紹介)(第七九〇号)
同(米原昶君紹介)(第七九一号)

立川基地への自衛隊移駐反対等に関する請願

三十一

四十六年法律第 号)に基づき内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

七 沖縄開発庁の所管行政に関する広報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む)に基づき沖縄開発庁の所掌に属せられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務)

第五條 沖縄開発庁に、次の二局を置く。

総務局

振興局

2 総務局においては、前条第一号に掲げる事務、同条第五号に掲げる事務(振興局の所掌に属するものを除く)、同条第六号及び第七号に掲げる事務、沖縄振興開発審議会の庶務に関する事務、庁務の総合調整に関する事務並びに振興局の所掌に属しないその他の事務をつかさどる。

3 振興局においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務及び同条第五号に掲げる事務(沖縄振興開発特別措置法第六條から第八條まで及び第四十八條の規定に係るものに限る。)をつかさどる。

(長官)

第六條 沖縄開発庁の長は、沖縄開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 沖縄開発庁長官(以下「長官」という)は、沖縄開発庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、振興開発計画の実施に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めること

とができる。

(沖縄振興開発審議会)

第七條 沖縄開発庁に、附属機関として、沖縄振興開発審議会を置く。

2 沖縄振興開発審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖縄振興開発特別措置法の定めるところによる。

(地方支分部局)

第八條 沖縄開発庁に、地方支分部局として、沖縄総合事務局(以下「総合事務局」という)を置く。

(総合事務局の所掌事務等)

第九條 総合事務局は、沖縄における次に掲げる事務を分掌する。

一 第四條第一号、第二号及び第八号に掲げる事務

二 次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務

イ 公正取引委員会の事務局の地方事務所

ロ 財務局

ハ 地方農政局

ニ 通商産業局

ホ 海運局

ヘ 港湾建設局

ト 陸運局

チ 地方建設局

三 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)第六十一條第五号、第八号及び第九号に掲げる事務、同法第六十二條第一号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条

第二号に掲げる事務(国営に係る森林治水事業の実施に関するものを除く)、同条第三号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第三号の二に掲げる事務(国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関するものを除く)、同条第四号に掲げる事務

(民有林野に係るものに限る)、同条第七号に掲げる事務(林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る)、同条第八号に掲げる事務

(民有林野に係るものに限る。)並びに同法第七十七條第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号、第七十八條第一号、第四号及び第五号、第七十九條並びに第八十條第二号に掲げる事務

2 前項の事務のうち、同項第二号イに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務については公正取引委員会が、同号ロからチまでに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務及び同項第三号に掲げる事務については当該事務に関する主務大臣が総合事務局の長を指揮監督する。

第十條 沖縄における前条第二号に掲げる事務に関しては、政令で定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に関する法令の規定を適用する。

2 前条第二項及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に關し必要な事項は、長官と関係行政機関の長が協議して定める。

3 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所管する行政機関の長が告示するものとする。

(総合事務局の位置及び組織)
第十一條 総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。

(事務所)
第十二條 総合事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所を置くことができる。

2 事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、総理府令で定める。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定

は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

第二條 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(所掌事務に関する暫定措置)

第三條 沖縄開発庁は、第四條各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に関する事務をつかさどる。

2 総合事務局は、第九條第一項の事務のほか、沖縄における前項の事務を分掌する。

(沖縄・北方対策庁設置法の廃止)

第四條 沖縄・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)は、廃止する。

(国家行政組織法の一部改正)

第五條 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「沖縄・北方対策庁」を「沖縄開発庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第六條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條の五」を「第十六條の六」に改める。

第三條第三号中「沖縄(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む))をいう。以下同じ」及び「を削る。

第四條中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同条の次に次の一号を加える。

二十 北方地域に関する事務を行なうこと。

第二章第三節第十六條の五を第十六條の六とし、第十六條の四を第十六條の五とし、第十六條の三を第十六條の四とし、第十六條の二を第十六條の三とし、第十六條の次に次の一条を加える。

(北方対策本部)

第十六條の二 総理府の機関として、北方対策本部を置く。

2 北方対策本部は、次の事務を行なう機関とする。

一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓発を図ること。

二 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

三 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に関する文書を作成すること。

四 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、北方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六 北方領土問題対策協会の監督すること。

七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき命令を含む。）に基づき北方対策本部の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

三 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、総理府総務長官たる国務大臣をもつて充てる。

四 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を総括する。

五 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることが出来る。

六 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、内閣総理大臣の指名する総理府総務副長官をもつて充てる。

七 北方対策副本部長は、北方対策本部の職務を助ける。

八 北方対策本部に、所要の職員を置く。

九 この法律に定めるもののほか、北方対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩開発庁」に改める。

第十八条の表中「沖繩・北方対策庁」

沖繩・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）を「沖繩開発庁設置法（昭和四十六年法律第三十九号）」に改める。

第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

（営林局及び営林署の所掌事務の特例）

第七十一条 営林局の所掌事務のうち沖繩県の区域に係るものについては第六十七条の規定の適用については、同条第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」とあるのは「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」とし、営林署の所掌事務のうち沖繩県の区域に係るものについては前条第一項の規定

の適用については、同項第二号中「営林を指導すること」とあるのは「営林についての技術相談に関すること」とする。

第七十二条 削除

（港灣整備特別会計法等の一部改正）

第九條 次に掲げる法律の規定中「北海道」の下に「又は沖繩県」を加える。

一 港灣整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）第四条第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項

二 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第三條第一項

三 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）第三條

四 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第四条第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項

理由

沖繩における経済の振興及び社会の開発を図るため、総理府の外局として、沖繩開発庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特例措置等に関する法律案

沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特例措置に関する法律

第一條 この法律は、沖繩（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復興に伴い、防衛庁関係法律の適用について、他の法律に定めるもののほか、暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものとする。

（防衛庁職員の給与等の特別措置）

第二條 琉球政府の職員のうち、沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律

第三號。以下「一般法」という。）第三十二條の規定により防衛庁の職員となり、防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用を受けることとなる職員については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給するものとする。

2 沖繩県の区域内に所在する防衛庁の官署に勤務する医師又は歯科医師で、防衛庁職員給与法の適用を受けるものについては、一般職の国家公務員である医師又は歯科医師の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができる。

3 琉球政府の職員のうち、一般法第三十二條の規定により防衛庁の職員（一般職の国家公務員である者を除く。）となつた者については、当該琉球政府の職員としての公務を防衛庁職員給与法第二十七條第一項の公務とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で特別の定めをすることが出来る。

4 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に関しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

（人身損害に対する見舞金の支給）

第三條 国は、沖繩において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日まで、の間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖繩の住民又はその遺族のうち、琉球人の講和前補償請求の支払について（千九百六十七年高等弁務官布令第六十号）に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けなかつた事情を

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 昭和四十七年三月九日

調査のうえ、必要があると認めるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給することができる。

2 前項の見舞金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(防衛施設周辺の民生安定施設の助成の特例)

第四條 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十五号)第四條の規定の沖繩県の区域における適用については、当分の間、同条中「市町村」とあるのは「沖繩県又は沖繩県の区域内の市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該県又は市町村」と、「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

(軍関係離職者に対する特別給付金の支給に關する特例)

第五條 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法(千九百六十九年立法第百四十七号)第二條に規定する軍関係離職者である者のうち同條第一号に係る者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)第二條第一号に係る駐留軍関係離職者である者となして、同法第十五條から第十七條までの規定を適用する。

(政令への委任)

第六條 この法律に定めるもののほか、防衛庁関係法律の沖繩への適用についての経過措置その他沖繩の復興に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖繩において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

(防衛庁設置法の一部改正)

第七條 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第三條の規定により、見舞金を支給すること。

第四十一條第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第四十四條中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律第三條の規定による見舞金に關すること。

第五十四條第一項の表欄国防衛施設局の項の次に次のように加える。

那覇防衛施設局 那覇市 沖繩県

附則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

理 由

沖繩の復興に伴い、防衛庁関係法律の適用についての暫定措置その他必要な特別措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○伊能委員長 両案につきましては、第六十七回国会におきまして、すでに趣旨説明を聴取いたしておられますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊能委員長 次に、沖繩の復興に伴う関係国内法等の審査に資するため沖繩に派遣された議員団を代表いたしまして、坂村君から発言を求められておりますので、これを許します。坂村君。

○坂村委員 先般、衆議院から派遣されました衆議院沖繩派遣議員団の沖繩視察について、派遣議員団を代表して、私から視察の概要を申し上げます。

衆議院沖繩派遣議員団は、大出俊君、和田耕作君、伊藤惣助丸君、山口敏夫君及び東中光雄君と、団長となりました私、坂村吉正の六名で構成され、現地において上原康助君の参加を得て、二月七日より同月九日まで三日間にわたり、沖繩の現地事情の視察を行なつてまいりました。

当派遣議員団は、本年五月十五日と決定した沖繩の祖国復帰を目前に控え、沖繩の復興に伴う関係国内法等の審査に資するため、現地各界の方々と懇談し、意見を聴取することを主たる目的としたのであります。

このような目的のもとに、加藤沖繩・北方対策庁沖繩事務局長、高瀬沖繩復興準備委員会日本府代表、星立法院議長、屋良琉球政府行政主席をはじめ沖繩県労働組合協議会とその傘下の各労働組合、民間労働組合、琉球商工会議所、沖繩経営者協会、沖繩市町村軍用地地主会連合会、市町村会及び市町村議会議長会の各界代表とそれぞれ懇談し、事情を聴取したのであります。

各界代表からは、通貨の切りかえ、公務員の給与及び民間労働者の賃金の一ドル対三百六十円の保障、物価対策、第四種軍労働者の第一種への切りかえ、金融逼迫の緩和等各般にわたって意見、要望等が述べられたのであります。特に通貨問題については、いずれの代表からも、この問題は深刻な問題であり、日本政府の責任において解決

してほしいと強く訴えられたのであります。以下、視察した結果について、簡単に所見を申し述べたいと存じます。

一、賃金の一ドル三百六十円による保障について。円の切り上げに伴う大幅な物価上昇もあり、もし一ドル三百八十円で賃金を換算されるならば、公務員、民間労働者とも実質賃金ははなはだしく減額されることとなる実情にあるので、この問題については、政府の適切な対策を望みたいのであります。

二、生活必需品価格安定資金について。本資金の運用状況は必ずしも適切であるとは思われない。制度の仕組み、申請手続の複雑さに問題があると思われるので、資金の所期の目的が達成されるよう琉球政府はもとより日本政府においても、これらの点について再検討する必要があると考えます。

三、金融逼迫の緩和策について。円の切り上げによつて本土との取引面で切り上げ幅に相当する額の沖繩経済からの資金の流出等が生じ、金融が逼迫している状況にあるので、大衆金融公庫等に対する資金の追加その他必要な金融緩和の対策を至急検討し実施するよう政府に望みたいのであります。

四、軍労働者の雇用安定対策について。米軍は、復帰前にも大幅な軍労働者の解雇をしようとしているようであり、軍労働者の雇用安定と円滑なる復帰という立場から、政府において米軍と折衝するなど適当な措置を講ずべきであると考えます。また、第四種軍労働者についても、その職種、雇用状態等を十分に把握し、雇用機会が少ないという沖繩の事情等を考慮の上適切な措置を望みたいのであります。

五、土地問題等について。土地所有権の確定問題については、第二次大戦下における戦場、引き続く連合軍の占領等という沖繩の事情から公図、公簿等の不備による所有権をめぐる紛争等によつて沖繩の復興開発計画に支障が

生ずることも予想されるので、政府は、土地調査等の措置について早急に検討すべきであると考えます。

以上、所見について、その結論のみを申し上げましたが、現地における各界代表との懇談の内容の詳細につきましては、衆議院沖繩派遣議員団報告書として議長に提出いたしましたので、これを当委員会の会議録に掲載されるよう委員長においで取り計らい願ひ、それによって御承知をいたしたいと存じます。

最後に、今回の視察にあたり、終始派遣議員団に御協力を賜わった各方面の方々に深く感謝申し上げます。

なお、去る二月十七日、当委員会の理事懇談会において、砂田総理府総務副長官並びに沖繩・北方対策庁、大蔵省、経済企画庁等関係各当局の出席を求め、これらの問題について検討を行ないましたことを申し添えます。

○伊能委員長 この際おはかりいたします。

ただいま坂村君から御提案がありましたこととあり、衆議院沖繩派遣議員団報告書を会議録に参照掲載するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○伊能委員長 山中総理府総務長官より発言を求められておりますので、これを許します。山中長官。

○山中国務大臣 ただいまの本委員会の沖繩現地調査報告にありました政府に対する要望事項について、所見を述べさせていただきます。

本年五月十五日の沖繩の祖国復帰を目前にして、いよいよ復帰準備も最終的な仕上げの段階に入っております。この重要な時期に、本委員会より委員派遣が行なわれ、当面する沖繩の諸問

題等現地事情についてつぶさに調査が行なわれたことは、まことに時宜を得た適切な措置と考える次第であります。

ただいまの報告にもありましたように、復帰が確定した今日、沖繩のかかえる重大な問題の一つは通貨の問題であります。この問題の本質は、ドル通貨圏にある沖繩をいかにして本土の円経済の体系に円滑に移行せしめるかという基本的な課題に加えて、昨年末における円の為替レートの切り上げのたまたした沖繩への衝撃をいかにして緩和するかという課題であります。

私は、沖繩県民が好むと好まざるとにかかわらず、合衆国通貨をもって唯一の法定通貨とされ、他方諸物資の輸入については約八割を本土の円経済に依存せざるを得ないという事実に着目したとき、円の為替レートの切り上げの沖繩に与える影響の度合いは本土のそれとは根本的に異なるものであり、本土からは想像もつかないほど深刻かつ重大な問題であると考えざるを得ないが、このような観点から、われわれ本土の国民は、復帰を目前に控えての沖繩の通貨問題の重大さに深い理解をもつて対処すべきであることを痛感するものであります。

ところで、沖繩の合衆国通貨の復帰時における取り扱ひの基本的な原則は、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律に定められているように、復帰の日前における外国為替の売買相場の動向を勘案して内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換比率により本邦通貨と交換するということになっております。しかしながら、この原則のみに固執する場合、沖繩県民の生活の基盤そのものに与える深刻な影響を考慮して、実質的にこれらの影響を除去もしくは緩和するための政策的な措置、たとえば通貨及び通貨性資産切替特別給付金の支給、生活必需品価格安定資金の設定等の措置を講じているのであります。

そこで、まず、通貨問題に関連して復帰後の賃金問題が提起されているのでありますが、この問題については、琉球政府職員等公務員の給与は職

員の履歴等によって本土の公務員の給与に再計算をして格づけされるものであり、すでに人事院においては、琉球政府の協力を得て給与の仮計算を行なっているところであり、琉球政府当局と組合との間の話し合いも円滑に進むものと考えております。他方、民間労働者の給与については、本来民間の問題には政府は直接介入しないというのが政府の一貫した姿勢であります。

しかし、今回、琉球政府の要望にこたえて、沖繩の金融逼迫を緩和し、景気浮揚に資するため政府がとりました次の措置は、結果的に民間労働者の給与問題の話し合いを円滑にすることにも役立ちました。

その措置は、第一に中小企業特別対策として、すでに琉球政府の一九七二会計年度において、産業開発資金金融通特別会計及び大衆金融公庫で融資を行なっている三十三億三千百万円に加えて産業開発資金金融通特別会計十億円、大衆金融公庫へ七億六千万円合計十七億六千万円の範囲内において資金需要の実態を勘案の上追加融資すること。第二に、電気、バス、タクシー等の許認可料金について貸金を一ドル三百六十円で換算し得るような料金を新たに設定すること。第三に、沖繩の金融機関の貸し倒れ引き当て金の繰り入れ率を現行の千分の十から千分の十五に引き上げ、復帰後一年を経過した日以後に終了する事業年度から本土並みの千分の十二の繰り入れ率とすることの三点について決定したのであります。

ところで、昨年八月の為替変動相場移行に伴う緊急対策として措置した生活必需品価格安定資金の運用の問題については、琉球政府としてもかつて経験したことのない措置であり、また、その運用のための琉球政府の立法、規則等の制定、その他事務体制の確立等のために相当の準備期間を要し、さらに、輸入業者の補助金申請においても事務的な不なれがあったことなどの理由から、これまで資金の交付がおくれておりますが、すでに琉球政府に対して指導を行なっており、事務能率の向上と相まって資金の交付が円滑に行なわれ

るものと考えております。

なお、この価格安定資金に対してすでに本年度予備費から二十億円を支出しておりますが、年度内の不足分については追加支出をし得るよう現在財政当局と協議中であり、また、明年度五月十五日までの所要経費については約十三億八千万円を昭和四十七年度予算に計上しております。

次に、軍労働者の雇用問題については、復帰時における本土の駐留軍労働者の場合と同様の雇用形態への円滑な移行をはかるべく、目下関係省庁において所要の準備が進められておりますが、一方、沖繩振興開発特別措置法においても、合衆国軍隊の縮小、撤退等に伴う失業等の避けがたい事態の起こることを想定して、これに対処するため職業の安定をはかるための特別の措置を講ずることになっているところであります。

次に、土地問題については、沖繩においては戦災による公簿の焼失、地形の変容等により権利関係が不明な土地を多く生じているのであります。従来より本土政府の財政援助のもとに琉球政府の土地調査法に基づき土地の国土調査法にならった土地調査法に基づき地籍調査を実施してきており、その進捗率は沖繩全土の約五七％に達しております。

復帰後も国土調査法その他の法令による地籍調査を進めていくこととなりますが、沖繩本島中部等には権利関係が不明確なため、国土調査法等による地籍調査が困難と思われる地域も多いのであります。

これらの土地については、関係地主等の間の話し合いで自主的に境界が定まることを望ましいと考へられますが、土地の権利関係の確定、地籍調査の推進は、今後沖繩の振興開発をはかる上でも特に急がれる問題でありますので、これを推進するために関係省庁、沖繩県及び市町村が協力して解決に当たることが必要であると考へ、四十七年度予算に調査費を計上しております。

いづれにしても、沖繩の復帰に伴い解決されなければならない問題は数多いのであります

が、政府としては、今後ともこれらの問題の解決に最善を尽くすとともに、沖縄が祖国復帰した後においては、県民福祉の向上をはかるため、積極的に沖縄の振興開発を推進していく所存であります。

以上、私の所見を述べさせていただきました。

○伊能委員長 国の防衛に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 江崎長官に承りたいのですが、あなた防衛庁長官におなりになってからろくなことをされぬですな。四次防の先取りだなんていつて、T2だとか、あるいはRF4Eだとか、C1だとか、これは私あなたとたまたまNHKの討論会で一緒にになりましたから、あのときに、あなたそんなのんきなことを言っているけれども、そんなことで簡単に通るぞとぞとを言っているのとおいたのですが、結果的にはそのとおりになって、二十日間近い空白を生ずるということになっているわけですね。そこへもってきてまた立川の移駐問題、いささかこれは腹に据えかねるのです。これはあなた、一体どういう経緯であらうことをおやりになったのか。新長官でございますから、いまごあいさついただいたばかりでございまして、それで初めからそんなことをやられたら、先が思いやられるのだけれども、あなたのその点に対する責任と、あなたの心境を承りたいのです。

○江崎國務大臣 立川への移駐につきましては、昨年の六月二十九日、ちょうど中曽根防衛庁長官の当時であります。もし首都、わけても東京地区が災害にさらされたときに、一体その災害救急対策をどうするか。まあ、いつ大地震が来るかわからないといった風潮が当時世上ありまして、そういうものを背景にして、やはり平時にあっては民生協力ということが重要なたてまえである自衛隊としては、何らかの措置をとらなければならぬ

ということ、その決定がなされたというふうな、私、承知をいたしております。

そこで、自衛隊としては、自來、いつ立川に移駐するかというのを検討してまいったわけですが、地元側にも反対の意見も相当強い。同時にまた、市長選挙がたまたま七月でしたかの終りに行なわれるというふうな経緯等もありまして、その後、長官になられた増原君あるいは西村君という人たちの情勢を見ておった、こういうわけでありました。したがって、私のときになりましたから、この問題は、やはり依然として市長さんをはじめ市議会側にも相当強い反対があるということでした。市長には年末お目にかかり、それからまた年が変わりましてから、日にちはちよつと忘れましたが、一月の中旬であつたかと思ひます。お目にかかりましたところ、市長には何度も懇請をしましたが、どうも御了解を得るまでに至りませんでした。ところが、たまたま市長と御一緒に来られました立川市議会の議長さん、この方が私どもの話を聞いていただきました。首都圏、わけても東京地区に大災害が起こつた、これは火災にしろ地震にしろ水害にしろ、そういう場面での立川の飛行場から民生協力のための救急対策としての飛行を行なうのだというのであるならば、これはいままでは従来のような飛行場というふうな考えで、そこで自衛隊の立川移駐は反対だということであつたけれども、話を聞いておつたのが、そういう大局に立つた話を聞いてみれば、まことにこれは無理からぬことでもあるし、また実際、災害は忘れたころに來るといふが、非常に重要な問題であるから一べん考えさしてもらおう、こういう御返事があつたわけですね。その後承りますと、市議会においては、自衛隊配備反対という従来のなされておりました決議を、議長及び多数の議員諸君の共同歩調で取り下げられた。それから、一体いつ来るのだ、いつ来るのだという問い合わせが間接に私のところへも、あるいは施設庁の関係者等々にも、しばしばあつたわけでありました。そんなことで、われわれは協

力体制をとって決議を撤回したのであるが、一体自衛隊はいつ配備するのだ、来る来るといふのが来ないんじゃないことでは、われわれとしても協調のしようがないじゃないかという御要請がしばしばあつたわけでありました。

市長さんには、東京施設局長等々を通じて、その後も繰り返しお願い、御了解を申し上げてきたのでありますが、どうしてもこれは御了解がいただけません。市長の了解を得られないことはいかにも立場上残念に思つておりましたが、しかし、市議会の多数の方たちが、ぜひというわけでありました。また関係地区の代議士の諸君からも、やるなら早くやれというふうな御意見等もありました。もちろん反対の意見もありましたが、かねての計画でありまして、これは一年越しの問題でもありまして、またほんとうにわかの大災害でもあるというふうなことになるにわたつた場合に、これだけの計画が六月から持たれておりながら手をこまねいておつたということではどうもぐあいが悪いということで、昨日を期して——昨日に事実上はなつたわけでありましたが、とりあえず管制の実施訓練部隊を配備した、こういうわけでございます。

○大出委員 昨日が実際には一昨日と、あなたはこうおっしゃる。これは政務次官の野呂さんの話がここに載つていますが、これを見ると、野呂さん自身も、八日の午前三時過ぎと聞いていたところからどういうわけか七日になつちやうたんだらうか、というのが野呂さん自身の言い方です。これは政務次官ですからね。またあなたは、予算委員会何言うかと思うと、坂道だから車が速くなった——冗談じゃない、ふざけなさんな。だからこれは抜き打ちだ、やみ打ちだ、こそどろだということになる。新聞を見ると、こそどろから始まって真珠湾並みの背信行為と書いてある。ましていま沖縄での公用地の強制収用に関する法案が通つておりますから。

私は先月沖縄へ行つてまいりましたが、この点は各自自治体とも、自衛隊の移駐に反対ない町村長

さんあたりまで非常に心配しておつた。強行されただんでは沖縄は二つになつてしまふといつて非常に心配しておられた。だからここにも、この新聞を見ますと、沖縄現地ではこの流儀でやられたんじやないへんだといふので非常に不安感を高めていてと書いてある。こういう時期に何で一体あなた方は、正当な話し合いをなさうということよりも、いまここに出たとおり、きのうというより実際にはおとといだった、そういうこそくなやり方をなさるのですか。

○江崎國務大臣 先に政務次官の談話を申し上げますと、政務次官が、深夜の三時にトラック部隊が入り午後の時点でヘリコプター及び連絡機が、小型機が入る、こういうことに了承しておつたといふのは、それは七時の時点であつたらうと思ひます。その後実は八時四十分ごろと私記憶いたしておりますが、私も出先で会議をいたしておりましたところへ、内海事務次官から連絡がございまして、地元側ではどうも気配を察知して非常な抵抗に出る形勢がある——これはおそろく警察庁等々からの情報であつたらうかと思ひます。そこで、自分の判断としては、自衛隊配備ということでは何か衝突をして、機動隊等々の実力行使によつて入るといふようなことはこの際極力避けたらうと思ひ、かねて、午前三時、及び小型航空機は午後ということにしておつたが、数時間繰り上げてこれを実行したいと思ひがどうであらうか、こういう了解を求めてきたわけですね。そこで私は、もちろん正面衝突や混乱は当然避けるべきでありますし、内海次官の情勢判断によつて数時間繰り上げることはよろしいというわけ、そのことについては了承を与えたわけでありました。そのときに、大体何時ごろになるんだと言いましたところ、まあ十二時前後といひますか、十一時過ぎぐらいのところにならうかと思ひますという話し合いをしておりますので、これは私の責任において判断をして実行したわけでございます。したがつてそれが、きのう来問題になつております十一時四十六分にもう先頭のトラックがゲート

に入った、これはまさにそのとおりようであり
ます。そしてこれは隊列を組んで動いたわけでは
ありませんので、一番最初の十一時四十六分に
入り、そして分乗したそれぞれのトラックが入り
終えたのは十二時三十分ごろ、こんなふうに報告
を聞いております。

ただ問題になりますのは、この時間が早まった
点において、私どもとしては、数時間早めるとい
うことでおおむね時間帯は聞いておりましたし、
またこれに了承を与えたわけでありましたが、た
一点、地元市長さんに、八日十二時を期して
ゲートに入りたいと思う、こういう電話を係官が
しておるもののようにあります。もしそうだとす
れば、やはり、十一時四十六分はまさに七日であ
りまして、八日ではありません。本来ならば、ど
こかで時間が来るまで車をとめるなり、あるいは
別の道路を回るなりして、やはり、そういう通告
を申し上げてあるというなら、これは私しかるべ
き措置のしようもあったのではないかと、この点
いかにも遺憾に思っております。

ただその場合で、方面隊の関係指揮官として
は、途中の障害とかいろいろ考えておったとこ
ろ、幸い障害もなく、しかも夜間交通渋滞もなく
て時間より先に来た。しかしまあそれを、何か時
間かせぎをして十二時過ぎまでに合わせることも
ないと思つて、最初のものの入ることを認めた。

先頭でありますから、これがどこかわき道を回
っておりますと、またみんな事情もわからないまま
に非常な混乱を起こしても困りましようし、とい
う判断に立って、いささかどうも十五、六分の手
違いをした。これはいかにも自衛隊らしからざる
時間の觀念に欠けた点もありまして遺憾に思いま
す。遺憾に思いますが、われわれの了承してあり
ます範囲においては、その時間帯についてはそう
いうことで了承を与えておきますので、その点
はひとつお含みを願いたいと思うのです。

○大出委員 何も前日入る了承をあなたは与えた
んじゃないんでしよう。私は、七日の日に社会党
の国民運動部から電話が入ってまいりまして、市

長には八日という連絡が来ているんだがどうも先
へ入っちゃったらしい。で、私も方々電話をかけ
て、あわてて調べてみたら、いまあなたがいみじ
くもおっしゃったような状態だった。これは普通
だつておこりますよ。だから、あなたはついにし
ゃべり過ぎる。私もそういう癖があるけれども、少
し話が先に回転し過ぎる、あなたは。遺憾だつた
なら遺憾だつたで切ればいい。だがしかしなんと
いうのは、よけいなことだ。市長というのは公の
行政長官ですからね。そこに八日という通知を出
しておつたなら、八日に入るのはあたりまえじゃ
ないですか。まことに遺憾な話だ。遺憾なんだ、
これは。だから沖繩あたりまでたいへん大きな心
配を与えるようなことをやっちゃいけませんよ。

一べんこれはあなたきれいに撤回したらどうす
か。一べん撤退したら。そうでないと、私は沖
繩のこともあるから、沖繩に防衛施設局なんとい
うものは簡単につくれませんよ。こんな法案を論
議することは断じてできない。そうならば、防衛
庁提出の防衛庁関係法律の適用の特別措置に関
する法案なんというものは、これは審議できませ
ん。善処してください、皆さんで。いかがです
か。

○江崎国務大臣 これはおことばであります、
地元側が全部あげて反対というわけでは決してな
いわけでありまして、「八二%」と呼ぶ者あ
り「八二%」という数字も、私、承知はいたしてお
ります、それは市議会が自衛隊配備反対という
時点においてはそういうこともあったかと思いま
するが、その後、市議会の議長をはじめ多数派の
諸君が自衛隊配備反対決議というものを取り下げ
られて、そして同じ来るなら早く来いということ
になった今日の時点においては、私は市民感情と
いうものもよほど変わつてきておるといふふうに
考えるわけでありまして、したがって、地元側の
そういう意見もあり、しかも民生協力という点に
重点を置いて配備したわけでありしますので、ぜ
ひこの点はお認めを願いたいものだと思います。

沖繩についての御指摘は、これはまさに御指摘
のとおりいろいろ不安があると思ひます。われわ
れとしましては、十分沖繩県に対して自衛隊の本
質を知ってもらふ努力をしまし、まして、やは
りきのうも予算委員会でも申し上げたことであり
ます、これはひとつ話し合ひの上で堂々とし
た形で配備できるように手配をしたいと思つてお
ります。どうぞひとつ防衛施設局設置等の問題に
ついては御協力を願ひたいと思ひます。

○大出委員 私は国会に九年間お世話になつてお
りますから、おまけに防衛を九年間やつてきてお
りますから、たくさんの自衛隊配備の問題にぶつ
かつてまいりました。私の足元でも、座間の例も
ある、相武台の例もある、あるいは厚木の例もあ
る。だが、いずれの場合でも一〇〇%賛成とか一
〇〇%反対とかというのはいない。いつの場合でも
比較多数が比較少数で反対が賛成が出てくる。い
まはそういう世の中です。だがしかし、相武台で
もそうだが、議会が賛成に回つても、地元の方
々は反対が相当強いものだから、あれだけ長い
時間をかけて、こちら側は入れるとか、こちら側
は返すとかいうように、再三再四いろいろな条件
を出してきた。あそこは昔、陸軍士官学校があつ
たところで、なれた人もいる。それだつて、再三
再四努力をされて、最終的には曲がりなりにも話
し合いの筋を通して決着をつけているわけです
よ。いまうしろのほうで八二%という声があつた
けれども、それ以後皆さん方が世論調査をしたわ
けでも何でもありません。あなたは相当多数が賛成だと
言うが、どれだけ賛成なんですか。調べたことは
あるんですか。再三再四言つてきたというが、だ
れが言つてきたんですか。再三再四はいつだれが
どういふことですか。再三再四というものは
中身は何回ぐらいですか。

○江崎国務大臣 これは立川市議会の議長さんを
はじめ、議長とともに取り下げをされた議員とい
うふうに御理解願ひたいと思ひます。

○大出委員 沖繩の場合だつて例があるんだけれ
ども、多数を持つてるところが一党でやつたか
らといって、それは必ずしも議会の意思を代表し
たことにはならぬ。——何か言うことがあつたら
先に言つて下さい。相談はいいですから。

○江崎国務大臣 いま相談しておりましたのは、
その市議会の撤回をして自衛隊配備を求めるとい
う側の数字は十九名である。これらの人が入れか
わり立ちかわり東京施設局に照会をしてきたり、
また電話等でわれわれにも 同様に来るなら早く
きつちりけじめをつけてくれ、いつまでもこうい
うことでじんぜん日をかすのは困るではないか、
もう地元民の空気もずいぶん変わつてきた。しか
も災害緊急救助活動というふうな性格からいって、
これはやはり私、正直なところ、この間の八丈沖
のあの地震、これは幸い南方方面でありましたか
らよかつたものの、もしこれがもううちよつと北に
位置していたらどんなことになつたらうというこ
となども考えながら、決断に及んだわけでありま
す。

○大出委員 これは中曾根長官が基地問題を取り
上げる一番最初のころに私は長い質問をしたこと
があるのですけれども、一体この基地というのは
だれのものだ。アメリカの側が在日米軍を引き揚
げる、基地があく、さあ自衛隊という筋合いのも
のなか。国民のものですよ。そうだとすれば、
そういう視野でものを考えなければいかぬ筋合
いだという議論をしたことがある。そのとき中曾根
長官は、長官になつて間もなくの時代なんだけれ
ども、今日基地があることによつて、経済的な面
その他の面を含めてたいへん困難をしている地域が
多い、特に首都圏に多い、だから首都圏の基地と
いうものは、少なくとも返還をされれば地元に戻
す、それが原則だと思つていふ点で、この点につ
いては私と意見が一致をした。

ところが、いま防衛庁のやつていふことを見て
いますと、そういう国民というのはどこかへ忘れ
てしまつていふ。だから、合同委員会できうきめ
るかいざ知らず、ただメソツにかけても、反対が
あつても何もかんでも——反対があつたら入れ
ないという先例をつくりたくないというそぶく人
がある。そういうものの考え方が、四次防の先取り

につながら、シビリアンコントロールの根幹に触れることになる。どれだけ時間が経ちても説得をする努力をしなければ戦後の民主主義は成り立たない。いまあなたは、十九名の方々が賛成をした、取り下げた、入れかわり立ちかわりいろいろ言っているというが、あなたは賛成の諸君の話ばかり聞いたって意味はない。そこらにあなたの方の専断、独断がある。見てごらんない。新聞でいろいろのことを言っている。議会筋だって反対している。市長さんなんか湯げを出しておこっている。少なくとも立川の市民が選んだ市長ですよ。その方が最後まで反対をしておられる。そういう時期にあなたのはうが強行するということはあり得べきではない。ましてこの間四次防であんなに大騒ぎになったばかりじゃないですか。だから私は自衛隊調査特別委員会ぐらいくって、片っ端から自衛隊を監視しなければならぬことになる。というところまで考えざるを得なくなる。自衛隊関係の法律はそれこそ片っ端からみなつぶしていかなければならない。

さつきも私も、ちょっと野党の皆さんとも話をしたけれども、とてもじゃないが、自衛隊がいま江崎さんのおっしゃっているような姿勢なら、この法案は通せんない、これは一致した見解です。もとへ戻してください。白紙に返してください。それ以外話は前進しない。

○江崎国務大臣 まことにお説よくわかりますが、これは災害救助のための部隊でありますので、また、だんだん実体がわかるにつれまして、立川市民の御理解も願えるものと思っておるわけでありまして、どうかひとつ他の法案については、これはと切り離して御協力を願いたいと思います。

○大出委員 江崎さんは災害救助のため、災害救助のためというが、沖繩の六千八百だつて、あなた方は災害救助のためというが、そういう理屈は成り立たない。自衛隊の任務の中に災害派遣があるのだから、自衛隊法というものは、本来自衛隊固有の任務を初めから持っておる。その中に一

つ災害派遣がある。海上における警備行動に当たって、それは任務の一つです。だから、災害派遣だ、地震だ、この間の八丈の地震だなどということを出して子供じみています。夜道路がすいていたら先に着いたというのと一緒だ。そういう三百代言みたいなことを言っているわけですね。これは明らかに自衛隊の移駐なんです。あなたのほうは、少なくとも通告したことと違つたことをおやりになっているんだから、その点についてはあなたは遺憾だと思つておる。その点については、これは一べん白紙に戻して、あらためて話し合ってください。そうでなければ、沖繩だって不安は抜けないですよ。これは何と言わなくても、私も担当委員会ですから、さつきもいろいろ話して、きょうはここでの審議はやめようか、こういうのが大体野党の皆さん方の考え方ですけれども、せつかくお見えになっているから、この際この問題については、とくと一べん担当委員会と各党とも見解を承らう、その上で相談しよう、こういうふうになっているわけですが、私はいま伊藤さんとも相談しておつたけれども、何と言われども、そういう答弁では、これは白紙に戻さぬ限りは、防衛庁関係の法案の審議はできません。いかがですか、もう一べん考えてください。

○江崎国務大臣 いろいろ御意見はよく承りましたが、これは長い間の懸案でもありますし、決してこういふ行き方、方法が好ましいなどとは思っておりませんが、まあ今後のこの部隊の実績というものを長い目でひとつ注目していただくというところで御了承を願いたいと思います。

○大出委員 関連がありますので……

○横路委員 災害対策とおっしゃるわけですが、でも、災害というのは一体何のことですか、お考えになつておるのか。

○江崎国務大臣 これはまあ幅広い災害でありまして、いろいろな場面があろうかと思つておる。むろん、天変地異、そのほか大量な伝染病でも出たというふうな場面、いろいろあるかと思つておる。

○横路委員 災害対策というのは、これは災害対策基本法という法律があつて、国と地方公共団体と一体になつて災害対策をやることになつて、各省でそれぞれこの災害対策が進められているわけですね。じゃ一体東京都との間に——東京都は地震対策その他の災害対策の計画を持っていますよ。話し合ひされましたか。

○江崎国務大臣 立川の移駐そのものについては直接の相談はいたしておりませんが、当然大災害があつたという場合にどうするかという話し合ひは、東京都とはしばしば行なつております。

○横路委員 私が聞いているのは立川ですよ。立川の基地に移駐したのは災害対策だと思つておるから、それならば事前に東京都の災害対策の計画の中に含まれていなければおかしいじゃないですか。京浜なら京浜とおっしゃるならば、神奈川県なり横浜市なりと、立川の自衛隊の今度移駐した部隊がどういふ役割りを果たすかということが、事前にちゃんと内容が打ち合わされていなければおかしいじゃないですか。全然やつてないのじゃない。

○大出委員 あなた、お答えください。だから私が言うように、自衛隊法をながめてみれば明確なんです、その中に災害派遣というのがある。しかし本来の自衛隊の任務がある。それだけのことで、さつきから申し上げておる。いま横路君が質問しているのとおり、あなたはそこまで地元の災害対策の中にどういふ位置づけを持つかという打ち合わせをしているならば、全部答えてください。

○江崎国務大臣 当然自衛隊は本来の任務を持つておる。これは首都にもしにわか侵略でもあればそれにこたえて出動する、これはもう当然の任務を任務として遂行するわけでありまして、そのことについて私が申し上げなかつたというだけであつて、しかし、いま日本にしたらばにわか侵略してくる勢力というものはあるのか。これは幸いなことに、日本の場合はそういうものはいま考えられません。そうであるならば、平素の

自衛隊、特に陸上自衛隊としては民生協力の方に重点を置いて、この立川の配備というものは民生協力に立ち働く部分が多いということを申し上げておるわけですね。

○横路委員 そんなでたらめおっしゃつたつてだめですよ。災害対策のために立川に移駐したと言っているわけですね、きのうからずっと。ところが事前に全然東京都に打ち合わせがない。神奈川県とか横浜市にも何も言つてないわけですね。だから、災害対策とか民生協力とか、かつこのいことをおっしゃるのはいやめたいのではありません。

○江崎国務大臣 これは私があるいは表現のしかたが悪かつたかと思つておるが、自衛隊は自衛隊としての本来の任務遂行があります。その本来の任務遂行ということとは、もちろんこれはもとより申し上げるまでもないということでも申し上げなかつたわけでありまして、まあ実際の運用においては災害協力という場面が多くなる、またそれを実際問題として防衛庁としても深い考慮に立つてこういふことをした。これは先ほども申し上げましたように、中曽根防衛庁長官当時、首都圏に、特に京浜地区に災害の起こつたときどうするか。江東方面は木更津でカバーしよう、しかし木更津は狭いから限界がある。したがって立川ならば、平素は、これも地元の意向等々も考慮しまして、小型機二十八機であります。ただ、あの飛行場の場合ですと、全国のヘリコプター、小型機、そういったものを約百機ぐらゐは集中することもできる、そうして特にこの江東地区以外の、北部といひますか、京浜地区の救急対策に当たつていこう、こういう計画をしておることは事実でございます。

○横路委員 その東京都が、美濃部知事を含めて反対しているわけでしょう。要らないと言つておるわけですよ。だから、そういうでたらめな説明では、これはまた予算委員会の方できょう総理が出席するようですよ……

国防報告が二月十五日にありまして、その補足説明が二月十七日にありました。その中で、「在日米軍基地の縮小についても、米軍展開能力を弱めないで実現できるように基地構造の流線形化に努めている」と国防報告はのべているわけですが、その補足説明として、日本側が兵たん補給の下部構造を完備させ、立川、三沢基地などを緊急使用のため共同使用し得る体制をとっておくことが望ましい。立川基地が入ってきているわけですが、有事来援体制というものを、このことしのレアー国防長官の補足説明の中でアメリカ側が明確に言っているわけですよ。今度これは二四(a)でもってやりになるということですから、その辺のところのアメリカ側との話し合いはどうなっているのか。ほんとうのねらいはこれでしょう。

ともかく実力占拠しておく。災害対策、民生協力といったって、中身は何もないわけです。どうなんですか、それは。

○江崎國務大臣 御指摘のような点をいま直接的に考慮したわけではございません。

○大出委員 これは江崎さん、あなたは逃げておられた。これは中曾根氏がアメリカに行つて基地問題を話し合ひをしてきたときからの話だ。だから私は長い質問をして、あのときに中曾根さんにその点を追及をした。あのときはまだ中曾根氏は二四(b)そのものがわからない。山上さんが施設庁長官で、二四(b)というものはまことにうまくできている。硫黄島なんかまでそうです。出入権で認めているのですから。アメリカがいつでも使えるようにしておきたい、その要請に従つて日本側が管理する、自衛隊が入る。これはけしからぬじゃないか、基地というのは一体だれのものだという議論をして、その結果、首都圏についてアメリカにそういう要請があると認めた、これは。あるけれども、首都圏についてはそういうことをさせたくない、これが当時の中曾根さんの答弁です。あなたは否定したって、直接関係ないと言つたってだめです。これはアメリカの方針なんだ。はっきり答えてください。

○江崎國務大臣 これは当然今後そういう事態になれば協議の対象にもなりましようし、いま私はそういうふうには全然考えておりません。

○横路委員 二四(a)の場合は、使用が一つ前提になつて、合衆国軍隊による施設、区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて合意された場合は二四(a)という、こういう法文になつていくわけですね。したがってこれは合同委員会である話があつたわけでしょう。その際アメリカとの関係はどういうことになつていくのか。

○江崎國務大臣 これはまだ現在、御承知のとおり全面返還にはなつておりませんので、したがつて、向こうにも当然使用権があるわけですが、しかしこれは、全面返還を求めていこう、われわれはこういう前提に立つておられますから、御指摘のような点については、その全面返還の点で向こうがどういう要望をしてくるかというところは想像されましよう。しかし私どもは、いま共同使用ということとは考えておりません。そのことを申し上げたわけでありませう。

○横路委員 関連ですから簡単にやりますが、実はいま防衛医大の設置の問題で、朝霞、所沢、いづれも問題になつていくわけですが、所沢のあの通信基地だつて、いづれあそこを防衛医大を設置しようことが防衛庁のほうで考えておられるようだけれども、ほとんど現実には使われていない。どういうことになつていくかという、結局、自衛隊の移駐を待つて、そして本来ならば国民に返されるものを、ともかく米軍の基地のあとには自衛隊が占拠してでも使っていくのだという、きのうなんかも、完全な、いわば実力占拠ですね。

先ほどから指摘があつたように、いま都市周辺の基地というのは、みんな地方自治体で、都市開発の問題とからめてそれぞれ計画を持って進められているわけですね。そこを米軍との話し合いの中で、たぶん所沢だつていまあるのだからと思ひますけれども、ともかく自衛隊があつてをすべて使つていく、こういう方針でいるのは——国有財

産は別に防衛庁でもって権限があるわけじゃないのだ。国民のほうに権限があるわけですから、そのところを防衛庁のほうは考え違ひをしないでもらいたいと思うのです。どうですか、その辺のところは。

○江崎國務大臣 当然、今後返還してあと地を利用していくというものは、これは私、十分地元の要望にこたえていかなければならぬと思ひます。しかし私どもは、国防は必要であるという前提に立つておられるので、やはり必要最小限の基地というものは確保していかなければならぬ。今回の立川の場合も同様な措置に出たわけでありませうが、しかし、この立川の場合といへども、返還可能なものは、これは極力アメリカ側と詳細の折衝を粘り強くいたしまして、そして地元の要望にこたえていきたい、そして完全な形であと地利用ができるようにしていきたいというのが私ども本来のものの考え方でありませう。

○横路委員 だから、そのあと土地利用云々というのは、別に防衛庁の権限じゃないのです。返還されれば、それは国民のものなんですよ。だから、防衛庁のほうで、お願ひをして使わしてくれというなら話はわかるけれども、防衛庁のほうで、あとこれだけ分けて地元に戻してやるうなんという、そういうものの考え方がさか立ちしているのですよ。

○江崎國務大臣 私のことばの言い回しが悪かつたかもしれないけれども、当然、これはいま施設庁等々が折衝に当たつておられるわけですから、したがつて、そのときに自衛隊として必要なものはやはり最小限確保しなければならぬが、地元は要請にこたえるものはこたえていく、これは私どもそういう姿勢で今後も努力してまいりたいと思つております。

○横路委員 そういふ、こたえるという考え方がおかしいと言つておられるのです。あの基地というものは、返還されれば別に防衛庁に使用権限があるわけじゃないのですよ。国民の側にあるのです。だから皆さんのほうで、お願ひをして使わしてく

れというなら話はわかるけれども、要望にこたえて少し土地を割愛してやろうなんという、そういうものの考え方が大體間違つておられるということなんですよ。わかりませんか。

○江崎國務大臣 いや、私はそういうことは言うてないのです、やはり折衝の矢面に立つておられるのは、ここにおります施設庁長官が事務的に処理する役割りを帯びておられますから、したがつて、アメリカ側に必要のないものは日本に戻してくれというところで、それを地元の要望にこたえるようにしていく、そういうことを申し上げておるので

○横路委員 これはいづれ二四(a)から二四(b)にかわるでしょう。

○島田(豊)政府委員 いまのところ二四(a)から二四(b)に切りかえるという考え方は毛頭ございませんでん。持つておりません。

○大出委員 これは三四(a)について二四(b)に切りかえるというのはいつだつてできることで、たくさん例はあるじゃないですか。そんなことは簡単なことです。これは相手方がそう言へば、あなたの方のほうはそうなんだから。問題の基本は、アメリカの側がいつでも共同使用ができる体制をとつておきたいというのが基本線だ。一貫した方針だ。三沢にしたつて横田にしたつてみな同じだ。立川もそう。だから、そういうものの考え方が先行して、あなたの方は、反対があるからといって自衛隊が移駐できないなんという前例をつくりたくないという、これは八日と通告をしてせよ、あなたのほうで、これは八日と通告をして七日に入れたらということで、混乱をさらに倍加した。あなたはその点は遺憾だとお認めになつておる。だから、ここに書いてありますように、この新聞がいろいろ書いておられるけれども、「自衛隊不信をあおつた立川移駐は、戦術的には成功だったとしても、国民の信頼をうるといふ大きな戦略を忘れたもの」と言つておられる。私はこのとおりだと思ひます。あなたの方の立場に立つてもこのとおりだと私は思ひます。だからそういうものは、きれいに一

べん全部入った部隊はどけて、白紙で話し合ひなさいよ。それであなたはそれについてうんとおっしゃられぬならば、総理を呼んでください。

○江崎国務大臣 大出さんのお話でありますから、これはいろいろ考慮をしたいわけでありすが、これはひとつお認めを願いたいものだと思ふのです。

きのう、実は阿部市長が橋崎委員の紹介で私に面会を求められました。そのときに随行をした関係者から、自衛隊としての今後の考え方、またいろいろ自分たちの要望、そういうものも聞いてもらいたいという要求もあったわけでありまして、これはすみやかに相談をして実現をしたいと思つておるわけです。したがって、ぜひひとつそういう話し合いの場を通じて、まあ事を運んでから話し合ひでもなからうということかもしれませんが、せっかく先方においてもそういう要望を出しておられますので、ぜひひとつ出かけてまいりまして、幹部が責任を持った話し合いに臨みたい、こんなふうに考えております。

○大出委員 それは長官、横つらをつつひつぱたいちやうから話し合ひましようなんて、そんな虫のいい話はないでしょう。地元はかんかんになっておこちやうといるところで、話し合ひましよう、その考えはやはり軍事優先につながりますよ。国民コントロールじゃないですよ。だからこれは基幹に触れる問題になると言っている。だから、あなたのほうでどうしても、撤回をされて白紙で話し合おうという態度をおとりにならぬなら、これは総理を呼んでいただくよりしようがない。私のほうには沖繩の法案を二本かかえているのだけれども、防衛庁長官にそう聞き直られて、ひつぱたいけれども話し合ひましようと言われたのじゃ、そうなればこつちのほうも目には目で、かかえている法案は断じて話し合ひないということになるよりしようがない。もう人質にとつているのですから、沖繩防衛施設局の設置法なんというのを通さない。

○江崎国務大臣 いや、ひとつそれはそうおっしゃらぬで、いま私が申ししたのは、先方からぜひ出かけてくるようにということ、それはもちろん出かけてもいきまじし、お願いもしなければならぬ。さういふことを申し上げた経緯を述べたわけでありまして、ひつぱたいにおいて話し合ひをしようなんということを言っているわけじゃないので、先方も、どなたですか、議会の代表の方でしたが、そういう御要望があったわけですよ。それからもう一方は、昨日、またおしかりを受けるかもしれないが、よくやってくれたというわけで、これでは災害が起ころうと安心だというふうな電話をかけてきた人もほんとうにあるのです。市民世論が二つに割れておることは残念であります。市民世論が二つに割れておることは残念であります。市民世論が二つに割れておることは残念であります。

○大出委員 ずいぶんあなたはまた鉄面皮なことを言うですね、長官。よくやったとは、よく言うたですね、あなたは。私はここに新聞を三つも四つも持っているけれども、どの新聞を見ても、防衛庁はけしからぬという書き方です。ついこの間四次防衛だあれだけ騒ぎになって、シビリアンコントロールが問題になった、それに対するこれっきりの反省もないと、どの新聞もみんなそう書いています。あなた、新聞を読めないわけじゃないのだ。あなたは読んでいるはずだ。それをぬけぬけと、よくやったと言つて激励してもらつていふなというのを、よく言えたものだと思ふ。さういふ長官がいる限り、これは審議はできません。何と言われども私は応じない。さういふふざけた言い方があるか、何だ、冗談じゃない。

○江崎国務大臣 どうもまことにこつちが足りませんで恐縮ですが、しかし、この問題については、われわれも今後自衛隊の運用の面でひとつ十分配慮をいたしまして、地元民の理解を得られるようにしていきたいと思つております。そして、とりあえずの管制実地訓練は五機でありますので、この騒音の問題等々も、なるほどこの程度のものかというところも地元側ではわかつてくれるのではなからうかというふうな思ひます。さつき、よくやった云々というものは、それはまあ早く駐留配備をしてくれることがよからうというのを考えておる人のあるいは無責任な発言かもしれないから、こつちが過ぎれば、これはもういつでも取り消すにやぶさかではございませう。

○大出委員 長官、新聞が、天下の公器がこれだけ一生懸命紙面をさいて書いています。一片の反省を求めたいという気持ちで記者の方々は書いています。四次防衛の先取り問題であれだけの騒ぎになつて、そのあとすぐ国会の片がついたと思つたらとたんにやめた、これは一体なんだ、これでは心配だという書き方をみなしている。そこで、当面の責任者である長官から、よくやったという話まで出てくるのでは、よくも言えたんだということになる。そんなことを言つて地元は納得するはずがないじゃないですか。冗談じゃないですよ。あなたと口をきいたつてしようがない。総理を呼んでください。あなたの言うことは聞かぬ。

○江崎国務大臣 無責任な一つの市民の声というふうなものをこういう公式の場で御披露したということは、これはまさに不謹慎であつたかもしれせん。これはほんとうに取り消ししましょう。しかし、いろいろな意見に割れておることだけは事実ですから、われわれのほうも、今後地元民に理解を得られるような最善の努力を尽くしてまいりますので、ひとつよろしく御了解をいただいで、審議を進めていただきたいと思ひます。どうぞひとつ大出さん、よろしく願ひます。

○大出委員 これはひとつ総理を呼んでください。とてもじゃないが話にならぬ。いまみたいなことをぬけぬけと言われて審議はできぬ。担当委員会ですから、防衛庁長官が出てくるだけでは審議に及ばない。○伊能委員長 本件については、別途御相談をいたしたいと思ひます。予算委員会等の関係もあり

ますので、次の発言を……。○大出委員 私はこれから先の発言を留保いたします。総理を呼んでください。○伊能委員長 一応質疑を継続していただきたいと思ひます。伊藤惣助九君。○伊藤(惣)委員 いま同僚委員からいろいろ指摘がございました。この立川移駐の問題については、各新聞が一斉に大きく取り上げております。中でもある新聞は、「立川移駐」国民の不信に拍車。約束破つて居直る。またその下に「そらぞらしい」沖繩は慎重に、こつちのほうに大きな見出しがございまして、それで結論的には、江崎防衛庁長官の大きな責任問題として取り扱つておるようです。つまり、江崎長官はじめ防衛庁の責任者は、だれ一人として移駐を事前に地元と連絡する気持ちはなかつたのだ。というより、これは、野党が指摘するように、移駐反対運動をかわすため計算された「奇襲攻撃」であつたとすらいえる。これが、移駐に反対する立川市民だけでなく、国民への挑戦であることは明らかだろう。私はこの点を重大視するわけでありませう。

そこで、先ほどのお話を伺つておりまして、事前に通告なしでは移駐しない、こつちのお話があつたようでありすが、まずその点について、長官から伺つておきたいと思ひます。○江崎国務大臣 事前に当然これは連絡をしてやろう、決行しようということ、かねて準備をしておつたことはもう事実であります。ところが部隊が動いておるといふことで、極秘裏に行動しておりました。これはやはりわかりましよう。わかるのが当然だと思ひます。そこで、実はきのうも議論になったところでありすが、何だか夜陰に乗じて行くというふうな形は、決してわれわれも望ましいなどとは思つておりません。むしろ話し合ひをして堂々と入ることが当然であります。当然であります。さうかといつて、根強い反対の人々もおりますが、最近では理屈では通らないような過激派の諸君もおりますので、もし

ますので、次の発言を……。○大出委員 私はこれから先の発言を留保いたします。総理を呼んでください。○伊能委員長 一応質疑を継続していただきたいと思ひます。伊藤惣助九君。○伊藤(惣)委員 いま同僚委員からいろいろ指摘がございました。この立川移駐の問題については、各新聞が一斉に大きく取り上げております。中でもある新聞は、「立川移駐」国民の不信に拍車。約束破つて居直る。またその下に「そらぞらしい」沖繩は慎重に、こつちのほうに大きな見出しがございまして、それで結論的には、江崎防衛庁長官の大きな責任問題として取り扱つておるようです。つまり、江崎長官はじめ防衛庁の責任者は、だれ一人として移駐を事前に地元と連絡する気持ちはなかつたのだ。というより、これは、野党が指摘するように、移駐反対運動をかわすため計算された「奇襲攻撃」であつたとすらいえる。これが、移駐に反対する立川市民だけでなく、国民への挑戦であることは明らかだろう。私はこの点を重大視するわけでありませう。

そんなところでまた配備にあたつて大衝突が起きたり大混乱が起きたというようなことであれば、結果として一体どんな事態になるであらうか。たまたま私どもの内局には、御承知のとおり警察関係の諸君が多うございしますから、そういう辺も微細に分析をいたしまして、やはりこの際抵抗を少なくして配備につくことがよからうということ、好ましくはありませんが、ああいふ手段に出たわけでありまして。のみならず、いま御指摘のように、もっと事前に十分連絡をとるべきであつたと思ひますが、会議に出る私に中途から連絡がありまして、そういう混乱を避ける意味から数時間繰り上げる——このあたりに、地元側の了解を得るのに多少手違いなどが出てきた。これは遺憾に思つております。

○伊藤(惣)委員　そこで私が申し上げたい点は、要するに実力集団が移駐をする、または作戦を開始するといふときの問題でありますけれども、考へてみますと昭和十六年十二月八日ですか、まだ私は子供でしたから記憶はあまり十分ではありませんけれども、十二月八日未明「ニイタカヤマノボレ」といふ奇襲攻撃を行なつたわけですね。そういうことと事前通告四十分前、しかも八日未明にやるといふことがさらに早まつて七日夜二十時四十六分に入つた。その限りでは、真珠湾攻撃を行なつたのは八日未明であるけれども、比較ていしますと、自衛隊の場合はもっと早くにそういうことが行なわれたわけですね。そこで、この事前通告をしますよと言つて、しかも四十分前にそれをした。それも八日未明といふことが十一時四十六分に入つたといふこの事実関係の上で、私は相当に問題が出てくると思う。

そこで、きのう予算委員会と同僚の中谷委員からですか、どういふ命令を下したのか、それを出せ、こういう質問があつたようでありまして、そういう調査はしてございしますか。

○久保政府委員　いま整理させております。きょう夕方までに私の手元につく予定になっております。

○伊藤(惣)委員　要するに、防衛庁長官が言つたとおり行動すれば、まあ政府の手続上の問題はなかつたと思うのです。そうですね。たかが十四分だ、こんな考え方では私は大問題だと思つたのですよ。しかも、夜道は歩いておつた坂道があつたので早く入つたんで、こんなことは話にも何なりませんよ。ですから、私がここで一番強く主張する点は、手続上の問題に大きなミスがある。

第二番目には、しかもあなたが事前通告を破つたといふこと。それからいまだ聞いていた話の中では、あなたは前回となく話し合つた、しかしもうこれ以上待てない、こうおつしやいました。ことばの上では何かわかるような気がしました。しかし、立川市長と何回話し合ひしたか。立川といつても東京都であります。美濃部知事と何回話し合つたか。あるいは地元の代表の方々——少なくとも八二％の方が反対しておつた、こゝろいわれております。それをあなたは認めていた。そういう方々の代表となぜ話をしなかつたのか。いままで十分話し合つた——決して十分ではない、不十分過ぎる、そういう問題が私は一つあると思う。そこでそれを、どこまでも長官がことばをかわして、そして撤回しないといふことであるならば、あなたの責任問題にも発展する。これを一つの前例として認めたならば、今後自衛隊が治安出動なり、あるいはまた戦闘作戦行動について、たとえば、大臣の指示する前、あるいは防衛庁長官が言う前に行動が起きた場合どうなりますか。こういうこともあつたじゃないかといふことになつてきます。

そこで私は非常に問題にしているわけですね。わが党は、御存じのように、必要最小限度自衛力はやむを得ない立場であります。全く認めないという立場ではありません。しかし、こういう現在のようにならぬ移駐に対しては、国民すべてが納得できぬことだと私は思ふのです。

ですから私が申し上げたい点は、まず、間違つたらば、道に迷つたならばどうなるか。すころくじやないが振り出しに戻し、白紙に戻せ。立川移

駐の問題では、このままだとこまでも強く長官が主張すれば、やはりほかの法案にも影響する。責任はとらない、事実を認める、これはたいへんなことになりまして。そこで私は、やはり法則どおり出発点に戻し、自衛隊移駐の問題については撤回して、白紙に戻して、そこから十二分に話し合ひをして、堂々とまた移駐すべきものは移駐すべきだ、私はこう思ふのです。長官いかがですか。

○江崎国務大臣　お立場の存するところはよくわかりますが、やはり今後市民側に十分了解を得られるように、重ねて粘り強く努力をしてまいりたいと思ひます。のみならず、これは真珠湾とかいふようなことがいわれておることはよく知つておりますが、それとこれとは根本的に違ひます。これは、何といつても、地元の市議会の多数派が、いまの反対決議を撤回して、そういう大目的を持つておることが背景にあるならばわかつた、こゝろ言つてくれたといふ、このことも伊藤さんひとつ御了解をお願いしたいものだと思ひます。

○伊藤(惣)委員　私は、長官の政治的な発言、それはわからないでもありません。ただやはり、今後の自衛隊の出動について、一つの前例になることは間違ひありません。ましてや沖繩の問題については同じだと思ひます。絶対沖繩についてはそんなことしなないとおつしやつております。沖繩は重要である。では立川移駐は重要ではないのか。やはり立川の問題についても同じく重要なことである。ですから私はこの問題は、まず問題点をいま申し上げたわけでありまして、その点について責任が私にあると思ふのです。防衛庁長官いかがですか。手続上のミス、事前通告の約束を破つたこと、さらに、あなたがそれをどこまでも固執するならば、防衛庁長官として責任をとらねばならぬといふこと、これは重大な問題でありまして、われわれはやはり国民の立場に立つたならば、真珠湾攻撃のような奇襲攻撃、あるいはまたそれに似たような移駐、このことについては、今国会で四次防の問題を通して大きく国民が疑問に思つてゐるわけですね。

特に最近、イデオロギーとか主張は別にしても、とにかく自衛隊の制服の皆さんは、二十四時間真剣に国の守りをやつてゐる。これは真剣にやつていらつしやることを批判する人は一人もないと思ふのです。ただしかし、予算処置の問題、先取りの問題、国産化の問題、いろいろ問題は数多くあります。ですから私は、この問題については、このまま固執するならばますます自衛隊を孤立化させる。自衛隊の制服の皆さんに大きな影響を与えていきますよ。ですから、政治の場で解決する問題は政治の場で率直明快に立場を明らかにして——私は政治的発言を長官に求めているのじやないです。その手続上のミス、事前通告を破つたこと、このまま固執するならばあなたの責任問題になりますよといふことについてどうするかといふことを、私は聞いてゐるわけですね。

○江崎国務大臣　手続上の時間の問題は、私さきも申し上げたように、数時間繰り上げた。それはどういふことか。とにかく数時間、混乱回避のために繰り上げるわけですから、十一時過ぎになることもありましようし、まあ十二時過ぎになるという予定ですが、その時間については、よろしい、それじゃまかせよう、こゝろいふやりやうをしまして次官にまかせたわけでありまして、この防衛庁内部の手続上の問題については、私は特にミスはなかつたといふふうに了解をいたしております。

ただ問題は、御指摘の、市長に事前通告をしようと言つておきながら——これは十一時六分ごろであつた。そのあと四十六分に入つておるといふわけですから、しかもその表現が、八日になつてからという表現であつたといふのですから、八日になつてからなら、いま御指摘のように、十二時少なくとも過ぎに入ればよかつた、その点については私、遺憾に思つております。

○伊藤(惣)委員　その点の追及についてはまた私は留保したいと思つております。そこでさらに、申し上げたい点がたくさんありますから、申し上げますけれども、やはり何と

いって私たちは、今国会冒頭からシビリアンコントロールというものを大問題にしております。このシビリアンコントロールは、やはり国民コントロールでなければならぬ。それは内閣と国会が責任を持ってコントロールするということがシビリアンコントロールでありますから、当然こういうような重要問題については、たとえ政令事項として現在扱っておいたとしても、沖縄配備の問題を含めてこういう自衛隊配備等については、これは重要事項の最たるものでございます。当然、国防会議なり、あるいは法案といえますが、要するに何らかの形で国会において審議して、そして結論を出す、こういう方向で扱うべきだと私は考えております。そういう点については、いかがでしょう。

○江崎国務大臣 国防会議を十分活用することとは、これは私や必要なことだと思っておりますし、今回の経緯にかんがみまして、国防会議というものを今後とも大いに重要視していきたい。まあ今回の問題は、これは部隊の運用の問題でございますので、これはやはり防衛庁におまかせをいただくといいことで御了解願いたいものだと思います。

○伊藤(惣)委員 私は、その移駐なりあるいは配備の問題で、重大な問題がもう一つある。それは、自衛隊が沖縄に行く場合、これは昨年の十二月十八日ですか参議院の沖縄特別委員会において、野党の質問に答えて、それは国防会議ではかと総理が言っておりますね。そうですね。

○江崎国務大臣 そうです。

○伊藤(惣)委員 これは、はかったのですか。

○江崎国務大臣 これはまだはかっておりません。はかっておりませんが、実際に自衛隊の部隊を配備していく上につきまして、しっかり人員を張りつけるということを使っておりますが、張りつけたその最終的な案を原案として協議の場に出してまいりたい、防衛庁側としてはそういうふうに考えております。

○伊藤(惣)委員 この一日ですか、熊本師団で沖縄派遣の部隊の編成式があったじゃないですか。これは国防会議にはかつて、規模とか、あるいはまたどういう部隊が行くとか、あるいはどんな装備をするとか、いつごろにするとか、その後はいはずじやありませんか。それがもうすでに熊本の師団においては編成式が終わっているじゃないですか。これは、総理のおっしゃることを防衛庁が無視しているのか、あるいはまたそんなことをその場限りで総理が食言したのか、あるいはまた制服側が勝手にそんなことをやったのか、その点はどうか。

○江崎国務大臣 これは総理が決して食言したわけでもありませんので、準備態勢に入つたということでありまして、いつでも出かけられるように平素から訓練をする。特に沖縄は、御指摘のように、かつての旧軍に対する一つのアレルギー的なものがあるわけですから、自衛官として、もし配備されるということになれば、平素から沖縄県民に対する応対のしかたとかそういうことも、平素の訓練の問題であります。心がけ等についても十分準備をする、そういうやはり教養を身につけさせるということに入つていったわけでありまして、この全員をどういうふうに入れたかという点については、なるべく早い機会に国防会議にかけていきたいと考えております。まあ御承知のとおり、いままでは予算の総括ですと毎日済んでまいりました。そんなことでその機会がなかったわけでありまして、これはもうすみやかにひとつつかかたいと思っております。

○伊藤(惣)委員 長官、それは納得できません。そんな沖縄のことを話するのなら、何も沖縄派遣部隊の編成式なんて大々的にやる必要がないじゃありませんか。それとも防衛庁長官、やれとおっしゃったのですか。

○久保政府委員 総理が、国防会議に沖縄への部隊配置をかけるということを言われたのは確かでありまして、したがって、私もその準備をいたしておりますが、その沖縄の部隊配置について

て国防会議にかけるといふその範囲の問題でありまして、私も、当初の部隊がどうこうという小さな問題よりも、全体の部隊を、どういうふうにと、どういう時期に、どういう手段で配置するかといったような大きな問題としておはかりしたい、こういうふうな提案を申し上げたいと思っております。

そこで、いまの熊本で約四百名ばかりの部隊がいま準備編成が行なわれております。これは三月一日であったかと思っております。これはこの五月以降の配置に関連しての部隊の準備編成でありますので、準備の段階は防衛庁長官の手元で処理される。しかし、これに号令をかける、つまり五月十五日以降部隊配置をすること自身、あるいはその後どういうような手段でどれだけの部隊を配置するかということは、当然国防会議にはかるべきであらう。その事前の段階であるというふうな認識しております。

○伊藤(惣)委員 それは、国防会議にかけるとは全体のことをかけるのであって、たかや四百名のことは問題じゃない、これは防衛庁長官の権限としてやるのだ、こういうことであります。

○久保政府委員 それは違ひまして、その全体の中に、当初どれだけの部隊をどういう方法で配置するか、特に、今回の立川の問題が起りますれば、一そうその配置のしかた、時期、そういうことは特に念を入れて御相談申し上げるべきことであると私は思います。

○伊藤(惣)委員 私ももう防衛問題に携わつて六年間になりますけれども、準備する部隊四百名、あるいは先遣部隊といふけれども、それは作戦の一つの常識から言ひまして、すべて第一次はこのくらい、次はこのくらい、次はこのくらい、そして最後はこうなる、それを全体想定して、いとも先遣隊なり部隊を派遣するじゃありませんか。そんなことばでございまして、総理が参議院の沖縄の委員会において、沖縄の過半数の人たちが自衛隊に反対をしている、こういう一つのことがある。自衛隊が四百人行こうと、一

人行こうと、あるいは十人行こうと大問題になります。これはたいへん重要事項じゃありませんか。それを防衛庁の権限でやれと言つた。これもあなたの責任問題です。総理が、国防会議にかけた、その前に四百名の準備のための部隊を編成した、防衛庁長官の権限でやった、これはあなた、権限の乱用です。総理の言うことについて次々といいかげんなことをやっている、こういうことに国民は思ひますよ。

○江崎国務大臣 これはどうぞ誤解のないようにしていただきたいのですが、その沖縄に配備される予定のものを、沖縄に配備されたときの場面を想定して、やはり土地柄に合うように、特に長い間他国の施政権下において風俗習慣も違つておるわけですから、そういうものを訓練しておくことは自衛隊の任務であるというふうに心得ておるわけでありまして。しかし、いま防衛局長もさつきから申しますように、実際の配備にあつては、これは国防会議にかけていく、当然なことだと思っております。しかも、総理が委員会を通じて約束しておられますことを防衛庁側がなおざりにするわけのものではありませんので、もちろん時期を得てすみやかに、結論を得次第、国防会議の議題として出してまいりたいというふうに考えております。

○伊藤(惣)委員 これは納得できません。ですからこれはまた留保します。要するにあなたの発言によれば、沖縄の風俗習慣その他のことを訓練するために——そんなことは、何も四百名そろえて、沖縄に行くんだなんていうことを号令かけて、そんな編成式なんかやらなくたって、幾らでもできるじゃありませんか。しかも先ほど言つたように、十人行こうと、千人行こうと、四百人行こうと、部隊が行くからには同じですよ。また、防衛局長がおっしゃいましたけれども、全体の問題として重要なことについては国防会議にはかるけれども、四百名ぐらゐの準備については重要じゃない、こんな考え方も私はまた問題だと思ふ。私は、その点について答弁要りません。また

次の機会に追及します。

ところで、横道にそれぢやまずいですがから戻りますけれども、この沖縄移駐について米軍との話し合い、少なくとも移駐する場合に合同委員会をやったと思うのです。一説には、自衛隊との約束がある、こういうことですが、米軍とどういう話し合いをしたのですか。

○江崎国務大臣 これは久保・カーチス協定によりまして、大体われわれ、施政権が戻ってまいりましてから、自衛隊がどういう配備について、沖縄の平和確保のためにどの程度を配備するかということは、すでにさきの国会で御審議をわすらわしたとおりであります。

○伊藤(惣)委員 私は、そのいまの話聞いたのじゃない、いまあとの質問をしたことは。米軍とどんな話し合いをしたか、沖縄じゃないですよ、立川についてですよ。

○島田(豊)政府委員 これはいきなり合同委員会にかけて討議するといふ問題ではございせん、その下部機構である施設特別委員会において、両方が文書を出し合ひまして、共同使用に伴う、あるいはこのときは一部返還の合意も得られましたけれども、そういう返還の場合の条件等にととのえて、十分下部の機構におきまして協議を合意をする、こういうことでございまして、立川の問題については、共同使用地区の運用時については日本国の政府の責任において行なう、こういうことになっておるわけではございまして、二、四(a)という形でございすけれども、その一部運用は日本政府がやる、こういうことでございす。そのほか若干の部分の返還がございすますが、これにつきましても、米側からの条件をこちらでは一応了承いたしました、この問題も合意をした、こういう形でございまして、その具体的な問題につきましても、それぞれ基地の司令官との間の協議という形になるわけではございす。

○伊藤(惣)委員 防衛庁長官に伺っておきたいのですが、在日米軍基地の司令官及び在日米関係高

官の基地に対する考え方はどういう考え方ですか。私はそれをなぞ聞かといひますと、その国の大多数の協力がなくては基地は維持していけない。これは論文や、あるいはまた現地司令官によく聞きます。もし地域住民が反対し、われわれのいることをやめようとするようであれば、これはもう基地としての機能は果たせなくなる。したがって、そういうところからは今後はほとんど撤去する。御存じのように、立川の問題について、米軍は二、四(a)という形で返還に踏み切った。よく調べていきますと、立川は基地闘争で拡張しようと思つてもできなかった。ついにできずに結局は移管、あるいはまた返還、こういう形になつておるわけですね。そのことはもちろん地域住民の基地闘争、または反対運動もあるでしょうけれども、やはり米軍の考え方があつたわけですね。その点、防衛庁長官、なられたばかりで接触しているかどうかかわかりませんが、聞いていらつしやれば伺いたいと思ひます。

○江崎国務大臣 米軍司令官とは二度ほど会つておりますが、何せ私、就任以来ずっと国会ばかりで、そういう大局論について十分意見を交換するというチャンスに実は恵まれていないわけですね。しかし、防衛庁の組織ではしばしば話し合いをいたしまして、たとえば横田に首都近辺の米空軍を集約するといふような話等についても、ただ先方の言うままに事を行なうといふことでは、経費もかかりますし、とてもそういうことはできませんので、いろいろ折衝もしておるわけですね。その他特に横田に集約するといふことになれば、あと地をどういふふうな地方自治体と話し合いをしていくか、こういうことについては十分内部にも検討を命じておるわけですね。

さつきからいろいろ議論もなつておりますが立川の飛行場につきましても、米軍側とおそらくそんなに遠くない機会に基地返還の話し合いに積極的に入る事ができると思つたのです。そうならば当然自衛隊として、不必要な部門まで押えておるというふうなこと、これこそ私は民主主義の方向

に反すると思ひますので、返すものは返すという形で検討をしていきたいといふふうに考えております。

○伊藤(惣)委員 質問をはぐらかさないでもらいたいのですが、要するに私が申し上げていきたいのは、基地というものは地域住民の協力なくして存在はあり得ないわけですね。ですから立川の問題については、拡張ということがあつたけれども、拡張しないで現在のようにしたといふこと、こういう事実があるわけですね。ところが、自衛隊移駐の問題についても、やはり世論調査によりまして八〇%以上も反対している事実をあなたも知つていらつしやいますね。米軍ですらも、安保条約があつたとしても遠慮しているのに、自衛隊は逆じゃないかと私は言ひたいのです。反対していただけない話し合いの中で行つちやつた。これで国民を守るとか何だかんだ言つても、自衛隊はどこまでも平和と安全を願ひ、そして必要最小限度の何とかか何とかと言つたつて、それは私は通らぬ。だから自衛隊は孤立化するし、また国民からますます遊離していくのではないかと。それを私は指摘しているわけですね。そこで、そういうことを知つていながらなおかつやらねばならなかつたあなたの立場、踏み切りざるを得なかつたという背景に、米軍との話し合いで何かがあつたのじゃないか。安保条約上あるいは自衛隊のメンツとして何かがあつたに違ひない。それは何なんだと私は言つておるわけですね。

○江崎国務大臣 御指摘の点は全然ありません。それからまた、私自身がもちろん話し合つたことがないばかりか、いまの関係スタッフにおいてもそういう事実全然ございせん。御指摘のように、地元の協力を得るということは、これは全く大切なことだと思つたのです。その点十分であつたことはまことに遺憾に思ひますが、何度も繰り返すようであります。市議会の多数がやむを得ぬではないかといふことで認めてくれたというあたりにもたれながら行動をしたというわけであり

○伊藤(惣)委員 要するに米軍から何もなかつたわけですね。

○江崎国務大臣 そのとおりでございす。

○伊藤(惣)委員 そうであるならば、私は、これほど大問題になつておるわけですから、白紙に戻せはうと思つたのです。戻せない理由はないと思つたのです。確かに立川市議会で十九人がこうしろあしろと言つた。しかし、聞いてみますと、民生協力、あるいはまた災害のときにどうのこうのといふふうにおつしやいましたけれども、私もいろいろ関東周辺に点在する米軍基地、自衛隊基地を見て考えました。何もあそこ自衛隊機が移駐を強行してまで災害に対処する理由はないと思ひます。しかも夜陰に乘じて、埼玉県の入間基地には輸送部隊がたふさんおります。あそこから東京まで十分もかからずに来るじゃありませんか。しかも東京都に大災害があれば、立川も同じで、飛行機は飛べないのです。そんなところに災害出動の飛行機やヘリコプターを置いて何ら役に立ちません。ほんとうに災害出動のためだつたら、現在点在する米軍基地と自衛隊基地で十分じゃありませんか。それよりも、一名か二名かの差でこの自衛隊移駐反対を撤回したといふ立川市議会の様子でありますけれども、しかしながら、同等、あるいはそれ以前にはそれ以上に反対が強かつたわけですね。ですからもう一回白紙に戻して考えるべきじゃないか、こう私は思ひます。

それから、いろいろの問題については質問を留保いたしますけれども、鬼木委員からも関連があるそうですからやめますけれども、撤回する考えがあるかないか。この問題をもう一回白紙に戻す。民主主義といふのは大体が非常に時間がかかるものです。ですから、十分な話し合いの中

で、堂々と乗る込むことが防衛庁長官として、また自衛官の士気を鼓舞する上に大事なことで思ふのです。その点いかがですか。

○江崎國務大臣 御趣旨の存するところはよくわかります。しかし、いろいろ不十分な点もあったかと思ひますが、ひとつ白紙に戻すというようなことにについては御容赦を願ひたいと思つております。

○伊能委員長 鬼木君に申し上げますが、通告の方がまだ二人ございいますので、関連は簡潔に願ひます。

○鬼木委員 実は昨日長官にいろいろお尋ねしたのですが、どうしてもあなたの答弁でわれわれは納得ができません。ただいまのやりとりを聞いておつてもそうです。あなたは、議会において最初反対しておつたのを撤回して、来てくれ来てくれと再三言つたと言ふ。じゃ八二%の反対をしていいる人たちの考えはあなたは全然考えに入れていないのか、それが第一点です。大衆の声というものがあなたにはわかつていない。およそ世の中で最もおそれるべきものは大衆の怒りです。聞くところによりますと、これは真偽のほどはわかりませんが、政治的にも問題が多少あつたらしい。私は、風のうわさに聞くところによればということにいたしておきます。でございいますから、そういう点については、あなたの答弁は全く答弁になつていない。

第二点は、これは昨日も私は申し上げた。きょうもお話があつていますが、昨日は災害の点で、それは災害のうちに入るかもしれぬけれども、そういうことは出なかつた。きょうは伝染病が出てきた。だったら、伝染病というものは立川にのみ限つておられますか。そういう児童にひとしいことを言つて答弁にかえようとする、これはいけません。

それから第三点は、これも昨日私申し上げただけけれども、橋本委員も言つておりましたでしょう。かりに地震があつた場合に、立川基地に自衛隊がおつたら地震は避けられますか。長官、そういうふざけたことを言つては話になりませんよ。こういう点の答弁の解明が全然できていない。そ

れであなた答弁にすりかえようとなさつておる。それから先ほどお話がありましたように、何回も何回も来て、そして議会と話し合ひができた。だったら、議会に、何月何日の何時に参りますから、夜陰に乗じて野盗のごとく手段を選ばず参りますから御了承願ひたい、こういう通告があつておりません。話し合ひがあつておりません。たくさん問題があるのですよ。委員長が時間のことを言われたから、これはまた他日私は内閣委員会徹底的に追及しようと思つた気持ち悪がるから、御相談申し上げたい。ようございいますか。

この問題について、自衛隊はあそこへ移駐させるといふ点について、ほんとうに全部準備はできたとあなたは解釈しておられる。何ら準備ができていない。そしてしかもあなたは、円満に話し合ひがついて、解決ができたならば移るんだということをおしやつておられる。私は予算委員会において問題保留して、総理にお尋ねすることにしたしておりますが、総理も、必ず地元民の協力を得てやるということをおしやつておられる。ところが、そういう協力ができていないから、あなたは夜陰に乗じてやつたんじゃないですか。話し合ひがついておつたら、夜陰に乗じて、堂々と市民の皆さま方に歓呼の声によつて迎えられて行かれるんじゃないですか。そういう懸念があればこそ、あなたは夜陰に乗じた。だったら、これは話し合ひはついていない。あなたの日ごろの声明と全然相反している。ここに問題がある。防衛庁の幹部諸君も来てくれるけれども、幹部諸君だつてやり方はそういうことなんだ。基地の問題であらうが、まだほかに問題はいくつある。いづれまた他日諸君に相まみえたいと思つておるが、何ら地元との話し合ひもついていない。ですから、もう少し答弁を、皆さんが納得するようになつた遺憾の点がありました、しかしどうぞこの際御了承願ひたいというふうな、そういう泣き落としとみな納得するような答弁をする。幹部諸君もみな来ておるのだからよく話し合つて、いわゆる防

衛庁の見解をはつきりここに示すべきですよ。国民はまだ納得しておりません。東京の都知事も先頭に立つて反対をする、こういう声明をいたしております。あなた、これはだれも賛成していません。ただ事前のことばかりあなた方はおしやつておられるけれども、最近非常に不穏なことも起こつておりますので、こういうことを私は申し上げたくない、そういうことはないと信じてますが、事後にもし万々が何かあつた場合には、防衛庁長官ははつきり責任をとりますか。どういう形で責任をとられるか、それは私の存するところではありませんけれども、そういうことをあなた、お考えに、計算に入れておられますか。なりふりかまわず、とにかくむちゃくちゃにかまわぬから入れてしまえ、そういうことでは全くシビリアンコン

納得するところの処置ができない限りは、防衛庁関係の法案に対しては遺憾ながらわれわれは協力することはできません。審議はできません。まずこれが問題だ、これが終わらなければということをおし上げておきます。

関連質問ですから、長談義では、委員長が少し顔色も悪いようだから、こゝろで私、やめておきますけれども、あなたのおしやつたことは議事録を見ればわかりますから、そういう点を一つ一つ掘り下げて、もう少し国民の納得するような答弁をやらなければ、これは他日また内閣委員会をやつても、どなたがおやりになつても、新聞記事、世間の批評、一切取り上げて、何ぼやりとりしても同じこと。何回繰り返してもこれは同じこと。無益な混乱を避けるために夜中に行きました。じゃ、無益の混乱を避けなければならぬという事情があることはわかつておられるのではないですか。だったら、これは強行ということになる。夜襲ということになる。はなはだもつて言語道断だ。これは断じて許すことは相なりません。あなたは、話し合ひができて協力を得れば必ずやりますと云うが、ところがまだできていない。話し合ひの途中なんだ。だから元に戻せ、そうして話し合ひをやれ、これはだれが聞いたって妥当な説です。そうするとあなたは、すぐ議会のことを持ち出す。そういう点を長官はよく再三三考なさつて明確なる答弁をなさらないと、何回やつても同じです。この明確なる答弁が出ない限りは、国民が

少し時間が長くなりましたが、これで私は終了しますのでお許しを願ひたい。以上。

○江崎國務大臣 御趣旨の存するところはよく承りました。ひとつ今後とも地元の理解を得られるように私も努力をしてみたいと思ひます。いろいろ不備の点がありましたことについては御了解を願ひたいものだと思つております。

○伊藤(徳)委員 先ほどからいろいろの問題点を明らかにして、その点についてはあらためて質問したいと思ひますが、最後に一つだけ伺つておきたいことは、いかなる出動といえども防衛庁長官が命令するわけですね。先ほどのあなたのお話では、数時間繰り上げてよいからということについてオーケーと言つた。ではいまから出発しろ、いまから作戦を起せよということも、本来は防衛庁長官が言うべきことですね。しかしあなたは、それを言つてないじゃないですか。人にまかせておいて、そつたなというふうなものでね。だから、かつてに動いておるわけですね。もしそういう一つの慣習があるのであればたいへんなことだと思ふのです。防衛庁長官は、準備しない、何時何分出発だ、そして何時ごろに入れ、それを事務次官が言つてきたから、いいたろうと言つた。その考え方が問題だと私は思うのです。人まかせで問題を簡単に考えている。だから時間も覚えてない。だからいかげんであつて、坂道があつたから早く着いた、そんなことでごまかしている。

私は言ひたいことはいろいろたくさんありますけれども、そのことをまず伺つて、これはほんとうにもう一回白紙に戻して、撤回して話し合ひをしなれば今後たいへんなことになる。こういうことについては、現在手続上問題ないとしても、今後はこの問題を重要事項として、防衛庁長官一

人の権限でやるのではなくて、国防会議なりそういうところへはかつてからやる、こういう考え方でやるべきじゃないかと思うのです。それだけ伺っておきます。

○江崎国務大臣 これは、私いまちょっと法の条文を思い出しますが、防衛庁長官は次官を通じて制服の幕僚長に命令をする、行動をさせるという指揮命令の系統が成文化されているわけです。したがって、先般私がとりました、次官の分析によって状況判断をして次官にまかせるということは、部内の法制的には間違いないわけですが、いまして、その点はひとつ御了解願いたいと思います。

それから、御意見については十分取り入れるものは今後取り入れてまいりたいと思っております。○伊藤(勉)委員 いまの発言ですが、それは逆なんです。制服が言い、事務次官が連絡を受け、それからいよいよだろなと言っているのは逆だ。長官が言ったことを次官が代行し、あるいは伝達される、こういうことなら、そういう法律はあるでしょう。それをまかせておいて、次官から相談を受けて、そうだろうというようなことではまずいというのです。今後こういういろいろな問題について、しかも大問題になっていることについて、どこまでも防衛庁長官みずから考え、総理に相談し、しかも自分自身の判断で、そういう行動をとれば問題が起きる場合には、これを国防会議なりあるいは国会にかけて、そこで議決なりあるいは承認をした上でやるべきではないのか、そう言っているわけですか。

○江崎国務大臣 御指摘の点は、これはもちろん私の責任においてやりましたから、私が全責任に任ずる、これはもう当然でございます。ただ、その場面の機宜の処置は次官の状況判断によった。また次官は、警察庁において刑事局長その他局長を歴任して、いま治安維持に当たりますのは警察でございまして、したがって、自衛隊をそこへ配備することについて警察側の

協力を得なければならぬ。そういう場面の情勢判断というのは、たまたまうしろにおります防衛局長も警察出身でありますし、これはやはり専門家ですから、その状況判断にゆだねることは、不適当であつたとは思っておりません。したがって、その裁断を求められましたので、もちろん私の責任において裁断をした、こういうわけでございます。

○伊藤(勉)委員 長くなりますからやめますけれども、そういう大問題になる場合、通常の移動であるとか、地元も賛成しているという中で移動については、そういうことでもかまわないけれども、地元が八〇％も反対している、そしてこういう大問題になるものについて、一切通常と同じような形で防衛庁長官が軽く考えてやつたということとは問題だと私は言っているのです。こんなことがあつてはならぬと言っているのです。わかりますね。これは答弁は要りません。今後こういうことのないように反省して陣頭指揮をとつていただきたい、こういうことです。

○伊藤委員 和耕耕作者。

○和田(耕)委員 長官に最初にお伺いしたいのですけれども、昨日のテレビニュースでこの事件を聞きまして、いよいよこれは反発したなという感じを一貫して受けたのです。防衛庁長官は、予算委員会のあの四防の二十日間のストップの問題のときに、総理も、自衛隊がこういう問題で士気を落としてはいけないというふうな配慮をされて、幾つかの手を打ったことは存じておりました。それで、きのうのニュースを聞いたときに、防衛庁あるいは自衛隊はこういう形で反発の感じを出したなという印象を受けたのですけれども、そういう印象なり根拠は全然皆無ですか。

○江崎国務大臣 これはもう全然そういう意味合いはございません。そればかりか、実は管制訓練に最低三カ月を要するわけでありまして、あそこへヘリコプターまたは連絡機等の小型機を配備しますためには、相当な期間を要するわけでございます。

います。したがって、昨年の六月の閣議できめたものが今日約九カ月おくれできておる。その九カ月間は、いろいろ議論の存するところでありますが、われわれとしても、できるだけの手順と懇請を続けてきたわけでありまして、どうしても市長さんの了解を得ることはできなかったわけでありまして、これはいかにも残念なことでございます。

しかし、繰り返し申し上げますように、議会側としても、よからうというところになったわけでありまして、八二％のことを知らないわけではありませんが、それは議会側が決議を取り下げられという前の時点のことでありまして、やはりこういう場面ではわれわれも、議会の決議というふうなもの、議会の要請といったものは、重要な参考資料にするわけでありまして、それにもたれながら実行した、こういうふうな御理解を賜わりたいのでございます。

○和田(耕)委員 反発したという印象は、これは私だけではないと思うのです。新聞の幾つかにもそういう感じの記事があると私記憶するのですけれども、反発したという国民の——私はそういうふうに一貫して感じたのですけれども、これはいろいろありまして、反発する感じも私はわからぬじゃないのです。そういう形の反発はたいへん残念なことだというふうに思つて最初からこの質問をしているわけですが、反発をしたという、あるいはしたいという防衛庁並びに自衛隊の空気があると思えば、こういう形の処置をするというところは非常に問題である。つまり、そういう反発に油を注ぐような形の処置ではなかつたかという点で、私は非常に遺憾に思つたのです。その点について、長官の考えを伺いたい。

○江崎国務大臣 御心配になります御心境はよくわかります。しかし、これはもう全然そういうことではないわけでありまして、このこと自体が昨年六月以来の問題でありますし、もう年度内にはどうしても実行しなければならぬ、そこで準備にかかつておつた。まあこれは先ほどから御意見は

あるわけですが、確かにあの八丈島沖の地震というものを契機に、あまりじんぜん日をとるわけにはいかぬぞということが防衛庁内で行われている検討されて、そしてああいう形になったというわけでございます。

○和田(耕)委員 この自衛隊の論議の場合に、かなり自衛隊に対して好意的に考えている人が、いつも感ずるところは、自衛隊の制服の人たちがこういう論議に反発をする、そしてこれが積み重なつていけば妙な形の爆発になってくるということを中心配をするのが普通ですね。そういうふうなことを考えた場合に、せんだつて予算委員会が二十日間ストップをした、これでそういうふうな感じが、自衛隊側あるいはそれに同情している方の中にじりじりした気持ちがうっせきをしてきた、これは一つの当然の予想でもあるわけですね。これは否定できないでしょう。

○江崎国務大臣 現在、制服の諸君というものは、政治と自分たちの任務というものはさう然と区別しておるといふふうに私は認めております。四次防問題について彼らが何を考えたかということの御心配であります。そういう御心配は決して要らないとは私は申しません。この心配は非常に根拠のあるお話ですが、現在の自衛隊にはそういう傾向はありませんので、どうぞ御放念くださうという、こういう言い方でお答えをしたいと思ふのです。

○和田(耕)委員 それならば、なぜ総理はあの予算委員会の審議のときに、これは純然たる政治の問題だから、皆さん方はこの問題についていろいろ気を配らないで一生懸命訓練してくださいという説得をする必要はないでしよう。総理があの場合にそういう説得の発言をするというところは、そういうことの危険性があるということの意味している。その背後にそういうことがあるから、総理としてはそういう発言をしておさめておかなければならない。あるいはあの場合のいろいろな議論の中でも、こういうことをされたんでは自衛隊のほうはおさまらないという発言も与党のほうから

あつたというふうに聞いておりますが、それも事実じゃないのですか。

○江崎国務大臣 御指摘のことは確かに総理からありました。それはたまたま先般発表いたしました海上幕僚長の更迭をめぐることで、自衛隊の定期異動のようなことがあつたわけでございます。その内諾を得ました場面で、幹部もいろいろ心配をしておるだろうが、これは政治の問題だから制服は制服の本務に励むように、こういうことを申ししたわけでございまして、御心配の点はなかったと思ひます。

○和田(耕)委員 長官としてはそれ以上のおことばは申せないと思ひますけれども、かりにこういう反発の空気があつたとして、今度の長官のつた処置、十分な相談といふこともできてない段階で、しかも時間前に抜き打ち的に自衛隊がそういう行動をする、この行動が、かりに反発の空気があつたとして、この反発の空気に油を注ぐとお思ひになりませんか。

○江崎国務大臣 やはりいろいろ遺憾の点もあつたといふことは思ひます。

○和田(耕)委員 つまりこの問題は、私は自衛隊はりっぱに成長してもらいたいと思ひます。健全に発達してもらいたいと思ひます。思ひます。側からしても、今度長官のおとりになつた態度はきつめて遺憾であると思ひます。この一つの理由がいま言つてゐることなんです。つまりこのことは、その場合のある反発の気持ちを吐き出すという意味はありますけれども、これに対して当然国民、都民の側から反響が出てくるというのを考えますと、ますますこういうふうな思慮のない行動によつてそういう気持ちを激化していくという結果になることを私は非常におそれる。そういう意味で、長官に対してこの問題についての御反省をいただきたいというふうに思ひます。どうでしょう。

○江崎国務大臣 いろいろ今度のこの問題について反省する点は確かにございます。それからまた、方法論において好ましくなかつたという点も

確かにあります。そういう点は、やはり御趣旨のように反省をしまして、今後沖縄配備という重要な問題もあるわけでありますから、十分考慮を払いながら慎重に行動をしてまいりたいと思ひます。

○和田(耕)委員 それで、具体的ないろいろな問題がたぐくさんありますけれども、これについて大出委員と伊藤委員その他からいろいろ出された問題だと思ひます。いま私が申し上げた一つの点だけを考えまして、これがこのままで強行した側と、そして立川市民、都民の側と野党の勢力と対決をしていくという形になると思ひます。けれども、こういう形になりますと、ますます大所高所から見たいま私が申し上げた点だけでも、自衛隊の今後の問題にとつて決してプラスにはならない、そういうふうに私は思ひます。それでこの問題は、いま即答は求めませんけれども、一定の冷却期間を置くという考え方、そういう考え方に立つお気持ちのゆとりと申しますか、準備と申しますか、そういうことはないかどうかといふことです。

○江崎国務大臣 今後努力することによつて、何とかひとつ地元の人でも多く理解を深めたいものだといふふうに思ひます。今回のことにつきましても、なるべく地元を刺激しないような形で管制訓練に従事をさせていきたいといふふうに考へております。

○和田(耕)委員 先ほど長官は、立川市議会の多数の人たちの陳情があつたというお話ですけれども、東京の都議会では全会一致して反対をしてゐる。きのうその代表が来まして、そういう報告を私受けたのですけれども、これは違つておりますか。

○島田(豊)政府委員 東京都議会におきまして、正確に記憶をしておりますけれども、全面返還、平和利用という意見書が決議されたといふことは承知をしておりますが、それが全会一致であつたかどうか、そこまでは確認しておりません。

○和田(耕)委員 この問題はもう一つの事実関係を長官にただしておきたいと思ひます。すけれども、

も、長官のきのうの記者会見での、時期的に限界に來てゐるといふ声明ですけれども、こういう時期的に限界に來てゐるといふ意味をもう一べんお答えいただきたい。

○江崎国務大臣 これは、昨年六月閣議できめまして以来、いろいろ地元側と折衝をしてまいりました。それがどうしても年度内には実行に移すといふことで、もとの長官の時代に閣議了解などをとつておるわけでございます。したがつて、本部隊が移駐いたしますまでにこの管制の実施訓練といふものは最低三カ月かかる、これはさつき申し上げたとおりであります。そこで年度内にはどうしてもという方針であつた、このことを申し上げておるわけでありまして、

そして事実、何べんも申し上げるようで恐縮であります。特に陸上自衛隊といふもの、まあこれは自衛隊全部に当てはまるわけですが、侵略でもなければ、国の何に貢献するかといふならば、私は、平時においてはやはり民生協力といふことは抜きがたい重要な任務だと思ひます。そういうことは抜きがたい重要な任務だと思ひます。したがつて、首都にそういうひどい災害があつたらといふことをまさに背景にして閣議できめられた。これは、だんだん話をしていけば大義名分の立つた話です。地元ではいま、まあとにかく基地は頭から反対、どんな形でも基地なんといふものはだめなんだ——これは自衛隊を認めないといふ態度でまあ反対なさる方もあるわけでございます。全部の賛成を得るといふことは、これが一番いい理想的な場面ですが、これは事実上不可能でございます。そこでわれわれとしては機を見ておつたわけでありまして、やはり市議会多数が、まあいたし方なからう。歓迎とはまさかおつしたわけではありませんが、そういう任務、目的を持つものであるならやむを得ないではないかといふことで決議を撤回されたといへば、まあ年度内という場面もありましたし、災害がいつ来るかわからないという、そういう見地に立つて判断をしたというわけでありまして、いままお説のように、その方法、手段等において遺憾

の点があつたことはいないと思ひます。

○和田(耕)委員 いまの御答弁で時期的に限界があるという意味は、年度内に移駐をする、閣議のそういう了解あるいは決定があつたというお話ですけれども、それはそれとしてわかりました。こういう問題はいつまで延ばしても片づく問題じゃないという御判断もわかりましたけれども、しかし、現在起つてゐる事態は、東京都議会の人たちのそういう気持ちがある。そして立川市民のそういう問題がある。自衛隊自身が、他の委員も繰り返して何回も申し上げるように、いまの段階で、そういう時期は少しおくれても、あらゆる手を尽くして話し合ひをするといふことが何よりも必要な段階である。特に、予算審議の過程であつたふにエキサイトした問題がありましたので、この問題について特に意を用ひなければならぬといふことがあつたと思ひます。そこらあたりの御判断が、少しそういう反対を軽くごらんになつたのじゃないか。まあそれは、賢明な長官ですから判断に間違いはないと思ひますけれども、そういうところに反発の気持ちが出てきたんじゃないかといふことを私は心配するわけなんです。しかもその反発は、わからぬじゃないけれども、こういう措置をとることがむしろ反発を激化していく。

今後の経緯、推移を見なければわかりませんが、私ども、私のところも、私は東京都連の委員長をしておりますので、きょうは午後に関係者を集めて今後の対策を協議したいと思ひますけれども、まあ、おそろしくこういう形では、自衛隊と都民との間の感情をますます激化していくという展望が成り立つと思ひます。そういうことで、いまの長官の、つまり時期的に限界があるという御理由はわからぬじゃない。ありません。ありませんけれども、もっと大きな問題があるという、現に発生しようとしてゐる、あるいは現在しておるということをお考えになつて、ある種の冷却期間、その間にもう一べん相談をするというふうな意味の冷却期間を——これはいろいろな形がありまして、

そういう冷却期間を置いてみるという、その

の点があつたことはいないと思ひます。

ようなゆとりはあるかないかというのを御質問申し上げておられるわけですね。その内容についてはまだいろいろとありましよう。

○江崎国務大臣 これはあくまで管制の実施訓練をする部隊でありますので、いわゆる飛行場使用反対という市民感情の中には、また騒音に悩まされるのじゃないか、また環境が非常にそこなわれるのじゃないかという従来の被害感から来るその不安があるかと思うのです。将来は二十八機というのを考えておられるわけですが、とりあえずは今度は五機、約五分の一程度のものではあります、なるほどヘリコプターの訓練というのはこういうものかと——それからまた、ほんとうの訓練は立川の飛行場を飛び立って他の地点へ行つてやるわけですね。立川の市内をまさか毎日舞つて、そして訓練をするというわけではありせんので、現在は午前八時から午後五時までを訓練時間というふうに考えておりますので、実態を知つていただくことによってだんだん市民感情というものもがもう少し落ちついてこないものかと、理解を得る方向に向かないものかというふうに考えておるわけでありまう。

○和田耕委員 ある新聞のコラムを見ますと、なぜこういうふうな問題に油を注ぐような御措置をなさったのか。つまり抜き打ちですね。というコラムがあったことを記憶しているのですけれども、それは、自衛隊を認めるという側、私もそういう立場で受け入れ、そういう側から見てもそういう感じがあるわけですね。つまりそういうところ、いままでの防衛庁と市民の方々の話し合いというものは、まだまだ話し合いの余地がある。そこで長官のほうは、もう期限が来ているという御判断をなさってこういう抜き打ち的な形の仕打ちをなさったということですね。そういう段階です、いま何度も申し上げておられるとおり、ここで今後の見通しを立てて、あくまでもこれを強行突破していくという御判断をするか。あるいは、ある種の冷却期間を設けて、今後この推移を見ながら、いろんな自衛隊をめぐる重要な課題があるわけですから、そういう課題と関連さしてもう一度、再検討ということばは当たらないと思ひますけれども、これを調整するために何らかの一つの期間を置くというお考えに何とか立っていただきたいと思ひます。そういうふうな形でこの問題を解決していくというふうなゆとりを持つていただかないと、先ほどの社会党の大出君、公明党の伊藤君からの発言のように、またこれはちょっと解決のないような対決という状態に入つていくおそれは十分ある、こういうふうな私は思うのです。重ねてお伺いしますけれども、そういうことは全然考えられないものかどうかというところをお伺いしたい。

○江崎国務大臣 御意見の存するところはよくわかりまう。よくわかりまうが、先ほど申し上げたような形でまあ実体をひとつ見てもらうということもまた、なるほどこの程度のものであつたかということになるのではなからうかということも考えながら、いましばらくひとつ様子を見てみたいというふうに思つておられます。

○和田耕委員 この問題は防衛庁のほうでも十分お考えになつたと思ひますけれども、もう一年半ほど前から、立川の問題については、あそこ立川の市民としては、東京の広い一千万以上の人口のあるところ、いろんな中央市場というものが非常に遠いところにある、あそこ立川地域の経済的なセンターとしての流通市場を設けたいという非常に強い意見があるんですね。都知事もきのう言つておられるように、あそこを都の開発の三多摩の一つの基地として考える場合に、相当広い地域が要するのだということを申し上げておる。つまり、こういう要求があるから、市民としては、都民としては、この自衛隊の問題について、単なるイデオロギーという問題ではなくて、この立川の基地の始末の問題については善処を願ひたいというところを言つてきたと思ひます。

私どもは、地方選挙等に応援に行きまして、あの基地のあるところは、立川駅からどれぐらひですか、一キロと離れていない。六、七百メートルのところでないですか。つまりそういうところの場所です、そこに新しく自衛隊が入るからぬかという問題ですから、これは当然この問題は自衛隊としてはもつと考えなければならなかつた点だと思ひます。いわば東京の都心みたいなところ、あれは駅からほんとうに五、六百メートルのところですから。そういう経済的な問題もあるのだから、もう一べんそういう問題を含めて検討していただきたいと思ひます。で、この問題について、長官からそういうふうな御答弁をいただけないのですけれども、そのことを私はなお願つて、この問題についての質問は保留しておきたいと思ひます。

○江崎国務大臣 実は今回のこれを決定するに先立ちまして、私も現場を見たわけでございます。そのいまの御指摘の点等についてはよくわかつております。そこで、将来米軍から返してもらいまして、そして自衛隊として必要な点といひますか、極力これを縮小して、返せるものは返していく、そういう方向で市民の期待にこたえていきたいというふうに思ひます。

○和田耕委員 それはそういう方向で現在防衛庁としては交渉なさつておられますか。

○江崎国務大臣 そのとおりです。

○和田耕委員 それではさらに申し上げますけれども、この問題の今後の展望を考えた場合に、そして自衛隊の今後の健全な、国民によく理解される自衛隊としての発展をするにはどうしたらいいかということをお考えになつていただいて、ぜひともある種の冷却期間を設けてこの問題の解決に当たるように努力をしていただきたい、このことを申し上げましてきょうの私の質問を終わります。

○伊能委員長 東中光雄君。

○東中委員 長官は、大災害、大地震なんというものが起こつた場合の救助、民生協力のためにどうしても配置せにやいかぬのだ、こういうことを昨日来言われておられるわけですが、立川市民の八二・三％の人が反対をしている。市長が反対をしてい

る。都議会が反対の決議をしている。さらに都知事も反対をしている。民生協力をするといつては協力される側の相手方が全部反対しているのに、防衛庁がそれに協力するんだと言われるのは、どうしたってこれは筋が通らないことだと思ひますが、その点はどうかお考えになつておられますか。

○江崎国務大臣 どうもこれは何べんも繰り返して恐縮ですが、決してその全部が私も反対とは思つておりません。市長さんをはじめ相当まだ反対の勢力があることは、これはもうよくわかつておりますが、しかし、一つの重要な判断資料として、市議会の多数が、やむを得ない、まあそういう目的のためならばわかつたという理解に立つておられる。これはやはり重要な判断の資料にしたわけでありまう。

○東中委員 市議会の多数がやむを得ないというのは、それは防衛庁が強行するんだつたらやむを得ないということにしかすぎないものであつて、賛成だという意思表示をしているのではないことは、これはきわめて明瞭であります。申し上げたいのは、民生協力をやるといふておられる相手方、対象というのは首都の一千万都民が中心になつてい

るということ。その都議会が、そして都知事が反対だ、抗議までしているわけですね。よく防衛庁は、一部の反対があるけれども、大部分が、あるいは市議会が、あるいは市当局が承知しているからということ、基地設置の問題では言われるのです。いつも一部である、こう言われるのですが、今度は全く逆なんですね。八二％といへば、これはもう圧倒的多数じゃないですか。しかも都議会も市当局も都知事も言つてい

る。まさに一部の人間だけが反対決議を撤回したといひ、これがあるだけのことなんです。全くいふも言われておられることと逆なんです。そういう点について賛成している者もおられるということだけでは、全体の意向という点からいへば、これは民生協力を言われているその協力する相手方がそう言っているのですから、非常にこれは論理的にも

實際上もつづまの合わぬことになるのじゃないか、こう思うのですが、重ねて御見解を聞きたいと思ひます。

○江崎國務大臣 これは立川市の問題でありますから、われわれ立川市に焦点を当てたわけですから、それでまあ市長さんは、もともと基地は反対だというので立候補された方だというふう聞いておりますから、なかなかこれは実際問題として理解を得ることはむずかしいから、こういう想像に立つたわけで、それでもまあ前後二回私もお目にかかつて数時間にわたって懇請をしましたが、これはどうにも御了承を得るという形に至らなかった。これはいかにも残念に思っております。しかし、そのとき市長と同席をされた議長が、防衛庁長官の言う意味はわかったということで、幸い議長はその私の懇請を聞いていただけたわけですね。たまたま同じ場所なのです。別々にやったわけじゃないのです。そこでこの議長が、そういうことであるならば一べん市当局に戻って市議会の諸君と相談してみよう、そこで話がちょっと新たな展開になったわけですね。そこで相談された結果、自衛隊の本来の任務はもとよりでありますから、平時においては当然民生協力、その民生協力もヘリコプター——さつきから地震があったら立川だけ受けるかというお話もございしますが、ヘリコプターというのは長い滑走路を要するものではないですね。それはなるほど滑走路に亀裂も生ずるかもしれませんが、これは上にまっすぐにのぼることが出来る。私は実は伊勢湾台風を経験しておるものですから、ヘリコプターというものが民生協力面でどれくらい大ぜいに活発に利用されるかということはこの目で確かめております。したがって、そういう背景があるということ、市議会がわかったということで、絶対移駐反対、その時点では八二％だったろうと思ひますが、それが過半数以上、十九名という多数の市議会議員が賛成をして、まあ来てよろしいということになったんですから、われわれとしては一応そういう事実にもたれて実行に移していった。ただその

方法において遺憾な点は確かにありました。これは申し上げておるとおりでございます。

○東中委員 賛成しているんじゃないということ、これをすりかえられるのは、長官よくないと思ひます。反対の決議を撤回したというだけのことであって、しかも自民党系の政和会の人たちのうちでも三人はまだ撤回をしないのですから。さらに大きいのは、都知事や都議会については何とも全く無視されているということになるわけですね。その点はいかがなんでしょうか。

○江崎國務大臣 御意見としては十分承っております。全部が反対というわけではないというふうに承知しております。

○東中委員 都議会という一つの機関の決定を言っているのです、そんなことを言ひ出せば、賛成決議をやった、誘致決議をやったというときに、いつも防衛庁は、全部が賛成してなくても決議があるのだから、こう言っておられるじゃないですか。全くそのほんの一部、少数意見ということばかりを言われているように考えるのです。

それで、大災害のときの災害救助ということを非常に前面に出され、この間の地震のことも言われるんですが、一体この東部方面は、大災害が起これたら非常食なんかはどれくらい出せる余裕があるんですか。どういふ体制になっておるんですか。ほとんど役に立たないような状態じゃないですか。

○久保政府委員 お答えいたします。

糧食につきましては約七百万食ぐらい。それから機材関係につきましては、航空機関係約七十機、それから車両関係で一般車両、施設車両を含まして約千九百、それからボートが九十、野外炊具が二百、天幕七百等あります。たしか四、五万ぐらいの収容力——これは自衛隊の施設に対する収容力でありまして、そういうものがあると記憶いたしております。

○東中委員 いま言われているのは自衛隊全部ですか。

○久保政府委員 東部方面総監部管内であります。

○東中委員 いずれにしても一千万の人口を持つていところですね。大災害が起これたときの緊急出動という民生協力、こう言われている。一千万の人口ですよ。七百万食といふ言われている。すけれども、これ自体を考えても、夢島だけでも十五万人あそこへ避難するということになっておるわけですね。夢島だけでも一日五十万食ぐらい要ります。そういう計算になるんで、これは実際の役に立たない。むしろ自衛隊の本来の任務というのは、これはもう当然防衛治安出動ですから、そういう任務で配置されているんじゃないですか。そういう任務は関係ないとおっしゃるんですか。

○江崎國務大臣 当然関係はあります、それは本務でございますから、しかし、いま東中さん誤解をしてみえると思うのですが、いま申し上げた数字は東部方面総監部だけです。したがって、立川に移駐をいたします小型機は二十八機ですから、大災害が起これたときには二十八機ではどうにもならない。もちろん全国から百二十ぐらいはあそこへ集中させることができるわけですね。したがって、救急物資その他、これはやはり全国から自衛隊が持つていないものでも、他の県からとかいろいろな供出もありましょうし、見舞いもありましょうし、そういうものをどんどん運ぶということは可能なわけで、だからこそ一つの拠点が要るんです。木更津でいいじゃないか、ということですが、木更津も検討してみましたが、木更津では、江東地区ぐらいなら何とかそれでカバーできるが、木更津ではどうにもならないんだ、やはり立川だ、こういう結論を得たわけでございますので、そのあたりはひとつ御推察を賜わりたいんです。

○東中委員 自衛隊の本務が防衛と治安出動ということ、やはりその目的であそこへ行かれておる。反対をしているのは、東京にしても、立川にしても、公害の問題もありますけれども、平和利用をやれと言っておるんです。そういう軍事利用というか、防衛治安出動ということになるのに対して、こう言っているわけですから、災害出動云々というのは、これは言えは宣伝用に使われておる。強調されておる。やられないとは言っておらない。非常にそれを強調され過ぎているというふうに私は思ひます。むしろ、立川の飛行場が飛行業務の停止を発表したのが昭和四十四年の十月三日です。現実に飛行停止をやったのが昭和四十四年の十二月、そこからもう返還の問題が出てきているわけですが、この過程を見ますと、立川だけじゃなくて、ほかでも基地共同使用という点で、米軍基地の返還、あるいは私たちに言わせれば肩がわりですが、そういう体制の中で次々に打ち出されてきている一環としてこれは来ているんじゃないかというふうに考えざるを得ないんです。

たとえば最近では、三沢の基地に昨年十二月に自衛隊が共同使用で配備されました。厚木に対してもことしの一月末に配備されている。こういう形になっていきます。山田弾薬庫の場合だってずいぶんもめました。御承知のように、四十五年十月に機能停止になって、ことしの一月末に全面返還になりましたけれども、それまでの過程で、むしろ返還返上を自衛隊側から言われて、共同使用の方向でいろいろ動かれた。これは返還になりましたけれども、立川の飛行場だって、同じように首都で、そしてアメリカ軍が配備の重点を変えようという中でここへ自衛隊が入っていく。いわば日米共同作戦体制というか、あるいは沖縄のあの協定に基づいて自衛隊を配備された。ここでやられておることと同じことをむしろ立川の場合もやられておる。私たちはこう考えざるを得ないのですけれども、共同使用の体制というのは、むしろ中曽根長官が長官に就任された当初は非常にやかましく言われましたけれども、そういう方向でやってきておられるその一環じゃないかというふうに思ひますが、どうなんでしょう。

○江崎國務大臣　そういう御指摘のようなものもありませんが、今回の立川の基地については、そういうものではないと。むしろ自衛隊が、ここに何を申し上げるような目的で入ったあと、米軍の基地については全面返還を求めていこう、そういう態度であります。

○東中委員　山田彈藥庫の場合なんかは、むしろ全面返還の方向に対して受け入れ措置がないという理由で自衛隊がチェックしていますね。そういう経過があるでしょう。

○江崎國務大臣　彈藥庫は、御承知かどうか存じませんが、施設そのものが少ないわけですね。したがって、自衛隊としてはここを使いたいという考え方に立っておるわけですが、そうかといって、これも地元側から強い返還要請がありますので、そのあたりは考慮に入れながら目下作業しておるといのが現状でございます。

○東中委員　だから結局、自衛隊が米軍基地を引き継いで使っていく。沖繩で出された土地強制収用法の場合もそうですけれども、その考えがあつて、そしてそういうものとして、いまの立川の場合も、厚木のすぐそばで、首都圏の中で共同でやっていくということ、ニクソン・ドクトリンが出されてから以後の一環としてやられているとしかわれわれは理解できぬわけですが、山田彈藥庫の場合は少なくともそういう方向が出されている。三沢にしても厚木にしても、そういうふうになっている。立川だけ違うんだ、こう言われても、私たちどうしても了解できないのです。その点は、立川だけは違うんだ、ほかは共同使用、共同作戦の体制で動いている、こういう長官の御説明ですか。重ねてお聞きしておきます。

○江崎國務大臣　どうもちょっと話が違ふのです。それは立川については共同使用のつもりはありませんと申すことを申し上げておる。共同使用をしていくことは、これはまあどうも、日米安全保障条約というものを持っております以上、そういうところもあるわけですね。これもあるわけです。しかし立川については、そういうことは将来

とも考えておりませんと、こういうことを申し上げたわけでありませんと、こういうことを申し上げたわけでありませんと、

○東中委員　共同使用の概念にもよりませうけれども、二・四(a)であらうと、二・四(b)であらうと、あるいは三条であらうと、米軍基地になつておるところ——条文の適用は、これはむしろ法技術的なものだと思うので、實際米軍基地を自衛隊が使う、自衛隊が使つておるところは米軍基地であるという関係でしよう。そういう意味での共同使用というものを私は言っているわけですが、そうじゃないのですか。

○江崎國務大臣　自衛隊として必要なものは、やはり米軍返還後といえどもできるだけ確保してきたい。アメリカと日本との共同防衛ということもありませうが、これは自衛隊があくまで必要とするものは受け継ぐ。必要としないものは、これは地元へ全面返還というものも、考えておるものの中にはあまたあるわけでありまして、今後とも自衛隊を中心に考えていきたい、こう思つております。

○東中委員　自衛隊が必要とするものは米軍の基地から引き継いでやつていく、そういう考えで今後とも進めていきたい、こう言われているわけですね。そうでございますか。

○江崎國務大臣　自衛隊が必要なのは、基地として米軍に提供しておつたものから、こちら側が必要欠くべからざるものは受け継ぐ、そのとおりであります。

○東中委員　山田彈藥庫の例でいえば、地位協定のたてまえからいえば、アメリカ側は必要でなければ返還しなければならぬ。二条の本文三項にはつきりそう書いていますね。それを今度は、自衛隊の必要で彈藥庫をほしいからということになつたら、準備が整つていないから、だから返還を待つてもらつてやろうという動きをされて、そうしていろいろ反対があつて、決着のところは、全面返還になりそうだけれどもまだ話が進行中だ、こういうふうには言われませうと、姿勢はもうはつきり自衛隊自体として米軍に肩がわりをして

いく、そういう体制をとつておられる。それにアメリカ側は、地位協定のあの条文がなくて、返還しなければならぬという協定があるのに、それに防衛庁側と同じようなタイプアップした進行の方向をとつておられる。こうして日米協力してやっていると、こう考えざるを得ないのですけれども、いかがでしょう。

○島田(豊)政府委員　山田彈藥庫の例が出ましたので御説明申し上げますが、当時、当初現地司令官からそれについての返還の予告がございました、それにつきましては、まだ中央のレベルにおいて十分検討されていなくて現地の司令官が予告をするということ、これは一応差しとめてもらつたわけでございます。そういう形でまいりまして、その後、自衛隊が米軍の要請によりまして、一部の隊員により警備に当たつてきた。ことしになりました、米側のほうからこれについての返還という正式の通告があつたということ、これは国有財産でございますので、大蔵省の財産となりまして、それに対して、自衛隊は九州地区に他に大きな適当な彈藥庫がございませんで、これを使つてもらいたいという強い希望がございませう、また地元につきましては、やはり地域開発の面でこれを有効利用したいという御要望もございませう。その辺が今後の調整問題になつてくるわけでございますが、ただ自衛隊の立場といたしましては、先ほど申しましたように、これをやはり有効に利用してもらいたい。しかし、それをすべての面積全部につきまして活用するということでなくて、やはりその間には地元との調整というものが必要でありますし、またある程度の調整は可能であらうというふうなことで、現在、市当局とも話し合ひを進めておるといふ状況でございます。

そこで、三沢の例、厚木の例、いずれも二・四(a)あるいは二・四(b)の形で共同使用という形態をとつておるわけでございますが、これはやはり先ほど大臣からのお話がございましたように、一応防衛目的というものをいかにして有効に果たしていく

かということになつてまいりますと、やはり一定の自衛隊の施設も必要になつてまいりますし、これを新たに他に求めるといふことはなかなか容易ではない。また米側との間におきまして、そういう共同使用についての話し合ひが合意が成るといふふうな形におきまして、そこを自衛隊も使つてもらうということ、今日までそういう共同使用の形をとつてきておるわけでございます、やはりそういう目的の有効な達成の方途というものの一つの手段としてそういう共同使用という形をとつておるわけでございます。

○東中委員　新たに自衛隊の基地を取得することになれば、これはなかなかたいへんなことだ、だから、米軍の基地と、あるいは米軍の基地の利用ということをやつていくのだ、これは防衛の必要上そうなつておる、こういうことですけれども、それならまさに立川の場合も同じことですね。防衛の必要上返還になる、あるいは共同使用停止になつた、それを自衛隊が使うということ、山田彈藥庫のようなことにならぬように——

ばつぱつと去年の夏やつたというところに結局なつておるわけ、そういう形で日米共同使用、日米共同作戦体制というものが、むしろニクソン・ドクトリンでアメリカが基地を縮小するという肩がわりをする、共同作戦体制を強化していくという、この一環としてきておるうちに私たちは考えざるを得ないわけですね。

そこで、そういう大きな方向があるから、だから今度のだまし討ちだとか夜討ちだとかいわれるような事態が起つたのじゃないか。これは明らかに、少なくとも正々堂々とやられておることではないと思ふのです。

私、事実関係についてお聞きしておきたいのですが、宇都宮を出発したのはいつなのか、この点をひとつお聞きしたいのです。

○久保政府委員　宇都宮の部隊は、ちよつと日取りがわかつておりませうけれども、前進をして練馬におりました。したがって、練馬からこの部隊が出発しておるわけで、練馬を出発しました

のが、三月七日のたしか十時半だと思ひます。
○東中委員 宇都宮を出たのはいつなんでしょう
か。

○久保政府委員 私、聞いておりませんので、調
べてお答えいたします。

○東中委員 訓練で行くというのだったらそれは
別ですけれども、移駐、要するに配備がえ、本拠が
かわるわけですから、本拠がかわるということ
で出たのは——練馬へ寄ったというの、これは練
馬で待機したのでしょうけれども、訓練なら——
それでもやはり若干の準備が要るでしょうけれど
も、移動ということになったら、いわば宿がえで
すから、宿がえの行動を起こしたのはいつなの
か。途中で寄つていたところから出た話だけで
は、これは話になりませんので、現場としてはい
つ宿がえするという行動を起こしたのかというこ
とを聞いていますの、そんなことがわからぬ
というの、そんなに前なんですか。

○江崎国務大臣 いま私の手元の資料によります
と、練馬の部隊に集結いたしましたのは、東部方
面総監の命令によりまして、三月六日十七時
から二十三日までの間でありました。これは、す
でに一週間ほど前——厳密にはあとすぐ日取等
わかりますから、調査して報告いたしますが、一
週間ほど前から、いつでもサインをすれば出る
ことができるように、こういうことで話をまと
めておりましたので、だんだん私どもの指令を
受けて陸幕長が東部方面総監に命令をするとい
う形で、練馬に三月六日十七時から二十三日
までの間に集結したわけでありました。これは
トラック隊のことです。

○東中委員 演習とかというのだったらそれはわ
かるのですけれども、いわば宿がえに相当する移
駐ですね。それをずっと前からやっておいて、そ
れで練馬まで来て——だからいわば計画的な移
になるわけですね。たまたまの夜討ちじゃなくな
るわけですね。長官に私が七日の日、予算委員
会の途中だったのですが、五時ちょっと前に、今
夜半でも立川に移りそうだというような情報
を聞いた

ので、どうなんですかということに聞きにい
きました。そのとき長官は、そういうことはき
まつてないし、これは委員会に入っておるから
知らない、こうおっしゃったわけですね。あれ
はもう午後五時段階です。

○江崎国務大臣 私はそういうことは申し上げ
られませんが申し上げたわけですね。これは
ごかんべんをいただきかいて言つて、しきりに
あなたに御了解を求めたつもりです。

○東中委員 そういふことを言われたら
いけません。知らないというのを言われたの
と、ここに入っているからというのを言
われたのと、そして……

○江崎国務大臣 ああ、それはわかります。
○東中委員 そう言われて、それで、き
まつていない、ただ一般的に移駐の時期とい
うのは言えないということ、これも言
われたこと、これは事実ですけれども、具
体的にいまだに動きがあるというわけ
で、岩間参議院議員も一緒でした。その
ときに長官は、それは予算委員会
で、ずっと昼の理事会にも来ておられ
ましたから、知らないと言われた。そう
いふことはきまつてない、そういうこ
とにはなつていないというふうにお
っしゃった。

○江崎国務大臣 わかりました。私、申
上げられませんが、そういうふうな申
し方でもありましたが、そういうふう
に御指摘になれば、それは確かにな
ります。それはあのときに、今夜も
とかあすにもとか地元ではやかましく
言つてきたが、どういふうだ、長
官、こうおっしゃったから、具体的
に時間等そういうことについては、私
、委員会に入っているから知りませ
ん、こう言つたわけですね。

それは、いつでも行くといふことで一週
間くらい前から防衛庁内部では了解
しておつたわけですが、ほんとうに
きょうやろうといふことに指令した
のは、十九時ごろ、委員会が終わつ
た時点で、話を聞き、そして、こ
れは重要な問題で

すから、官房長官にこういうことで決
行することにしたから総理に伝えて
もらいたいということ、官房長官に
も了解を得た。そういうわけから、
あの時点では、何時にどうしてこう
いふことは知らなかった、これは言
えるわけですね。もしそういうことば
を使つておるとすれば、そのことを
申し上げたわけでございます。

○東中委員 午後七時に指令をして、
そして立川の市長に連絡されたのは
午後十一時六分ということですね。
しかもこの連絡によりまして、電話
連絡で、しかも移動する航空機の
立川到着予定は八日の午前十時三
十分ごろであります。航空機の移
動については云々ということがあ
つて、この管制訓練を支援するた
めの地上部隊は早朝立川飛行場
に移動する予定であります、こ
うなつております。午前十時三十分
といふことで、そして管制部隊が
早朝にそれより早く行きます、そ
の連絡が午後十一時です。これは、
普通の通告、事前通知なんといふ
概念から言へば、全く、あすの早
朝のことについて言うておるわけ
ですから、これはなほ早朝といへ
ば、八日の午前零時から早朝でし
ょうけれども、普通の官庁間の、あ
るいは普通の日本語として使う場
合でも、早朝といへば夜明けとい
うくらいのこと、これを考えるのは
あたりまえです。十時三十分に行
きますから管制部隊は早朝に行き
ます——だから、連絡される時間
が第一異常な時間だし、そして連
絡された内容と違つて、しかも日
にちまで違つて、先ほど来何回も
言われておりますから、同じこと
を繰り返しませんけれども、長官
のほうで、移駐を決定して動いて
おるといふよりは、むしろ動いて
きておる分を——先ほどお承を
与えた、こう言われたわけですね。
進んでおる分について承を与える
といふことが、進んでおる分につ
いて承を与えるといふこと、進ん
で、しかもそれは長官のほうで言
つておること、進んでおる状態で
進展していつて、こうなつてい
るでしょう。

○江崎国務大臣 これはそうでは
ありません。くだい話になります
から簡単にしますが、大体未明
といひますか、そのくらいにや
りたい。あるいは夜半から未明
にかけてという話がありましたが、
陸幕長から次官が協議を受けて
状況判断をして、そこで、無益
の衝突は回避したい、混乱があ
つてはならぬといふことで、数
時間早めたい、こういうことを
八時四十分ごろに私に言つて
まいりましたから、それはよろ
しい、そういう判断に立つた
らば、なるほど混乱は避けよう
じゃないか。堂々と行くといふこ
とも一つのまに方法であります
が、しかし、そうかといつてま
たそこで混乱が起これば、こ
れはまたこれで結果のいかん
によつては重大な事態に立ち
至ります。そこで、その次官
の判断に従つてよろしい、こ
れは私も同意しようといふこ
とで了承を与えたわけですね。
○東中委員 そうすると、早
めるという了承を与えてから
あと、到着の三十分前くらいに、
すでに部隊が出てしまつてから
あと立川の市長に連絡がされ
た、こういう結果になるわけ
ですね。しかもそれがその連
絡内容と違つて結果になつた
。だから、こういう点でい
くと、まさにこれは作戦行動
になつてゐるんですね。本隊
から、宇都宮から出て練馬で
待機展開をして、そして総括
質問も終わつたという段階で
急遽敵情を見て、前よりは時
間を早めて、そして日曜で
変わつて早く——大げさに
言へば一日早くといふこと
になるんですが、それは、早
朝といふことが午前零時
まで早朝だといふ考え方
でいくんだつたら、それは
十五分だけでも一日早く
といふことになるわけ
ですが、それで行つてしま
つた。相手はだれなんだとい
へば、八二%の立川市民の
反対の声、市長、都議会、
都知事じゃないですか。こ
ういふ反対の声があるから、
それに対して、いま言
われたような形で夜襲を
かけたようなことがこ
うなつておる。これはど
うしても悪いですね。そ
ういふ点、考え方の基礎
が、八二%の市民の意
思なり、あるいは都議
会なり知事なり、こ
れは話をやつてから——
都知事とはまだ一回も
話をされてないですね。
ほんとうに災害救助、
民生協力だつたら、協
力してもらつて側が、

何もそれに対して絶対反対、抗議するなんという
ことを言うわけがないのです。どうせやってくる
と言っておるのだ。都議会も知事も立川の市
長も、あれはやるんだ、やるのだった、もう知
事、市長として扱うのじゃなくて、とにかくこ
ではもう作戦行動しかないというふうによられ
ようにしか考えられぬのですけれども、その点ど
うでしょう。

○江崎國務大臣 国会の総括質問とはこれは全く
無関係でございまして、これはきのうでも一般質
問が予算委員会では継続していきなり、担当の内
閣委員会ではこういうふうな御質問いただくわけ
ですから、これは国会とは全く無関係でございま
す。

それから、その状況判断等につきましては、
さつき和田さんに申し上げましたように、まあ一
つの限界といえますが、年度内というならばまあ
このあたりでひとつ移駐をさせようということ
だったわけですね。

実はほんとうに、なかなかこういう問題とい
うのは秘密が守られるものではありませんが、実際
問題として、自衛隊の移駐にあたって機動隊が出
てきて、それこそ市長さんはじめ、まさかそうい
う公職にある人が実力行動に出られるなんてい
うことは、私もだもって思ってもおりませんが、こ
のころは、もう理屈や理論にかかわりのない過激
派の連中というものもあるわけですね。それにし
ても、そういう連中を一々排除して自衛隊が実力行
使の上配備されたよりは、まあ、これも決して好
ましくはないが、いたしかたはなからうか、そう
いう判断に立つて時間を繰り上げるといふことに
了承を与えたというわけでございます。

○東中委員 いま過激派云々ということ言われ
ましたけれども、あんなものは何も動いてない
じゃないですか。あんなものを、そういうあなた
のはうの強行移駐の口実に使われるというのはい
かんですよ。そういうふうな、過激派の連中をい
つも口実に使うためにむしろあの連中を泳がせて
いるんだと私たちが言うのは、そこなんです。今

度の場合はそんなもの関係ないじゃないですか。
市長と話し合いをし、話をつけ、知事と話し合い
をし、話がつくんだら、ほんとうに災害救助
だということを考えていらっしゃるのだったら、
つくとも考えないほうがおかしいのであつて、そ
うでないということ、問題点があるからつかぬだ
ろうといふきめ込まれてやられてる。

いま総括質問が終わったときだから、そんなこ
とは関係ないと言われましたけれども、しかし総
括質問だったから、総理が出てくるところでずう
間になるわけですね。一般質問になっておるから総
理に聞けないのですよ。きのうだつて聞けない。
きょうここのだつてそうである。だから、やはり総
理に求めてもらつて、これは総理が最高の責任者で
あるわけですから、そういう点でぜひはつきりさ
せたい。

私たちは、この移駐、こういう形で、言わば夜
討ち朝がけですが、第一隊は夜討ち、第二隊は朝
がけ、そして本隊はまだいるわけですから、そ
ういう状態になっているんで、これは移駐をもと
に戻されて、そして市民、都民の、あるいは国
民の納得を得るまでは、まず先に行動をやるとい
うようなことはやめるべきである、このことを強
く要請したいと思つて、どうでありますか。

○江崎國務大臣 御意見としては承りますが、私
どもとしては、これはあくまで訓練実施部隊
でありますので、さつきから繰り返してござい
ますように、小型機というものはこの程度のもの
か、これは思つたよりもたいしたことではない、こ
れが災害救助活動に活躍するといふならよろう
ではないかという理解も、訓練活動を通じてだん
だん市民に持つてもらふこともできるのではない
かというふうな考えておりますので、様子をし
ばらく見守つていただきたいと思います。

○東中委員 では私、質問を終わりますが、いま
こういう大きな問題になっているわけですから、
本来総理がその立場をはつきりされるべき性質の
ものだと思いますし、そういう点で、他の質問者
と同じように、質問を留保させていただきますとい

思います。

○伊能委員長 次回は、明日日曜午前十時理
事会、十時三十分委員会を開会することとし、本
日はこれにて散会いたします。
午後一時四十七分散会

衆議院沖繩派遣議員団報告書
衆議院沖繩派遣議員団の視察概要を左記の通り
報告いたします。
昭和四十七年二月
衆議院沖繩派遣議員団団長
衆議院議員 坂村吉正
衆議院議長 船田 中殿

目次
第一 派遣議員団の構成
第二 視察の目的
第三 視察日程
第四 現地各界との懇談の概要
第五 立法院議員との懇談
第六 琉球政府屋良行政主席との懇談
第七 沖繩県労働組合協議会代表との懇談
第八 全沖繩軍労働組合(一)沖繩官公労働組
合(二)私鉄沖繩県労働組合連合会(三)全日
本港湾労働組合軍港支部(四)全沖繩バ
ン(VAN)労働組合連絡協議会(五)全沖
繩石油化学労働組合(六)沖繩生命労働組合
民間労働組合代表との懇談
第九 琉球商工会議所、沖繩経営者協会代表との
懇談
第十 沖繩市町村軍用地地主会連合会代表との懇
談
第十一 市町村会、市町村議会議長会代表との懇談
第十二 派遣議員団の所見
第十三 賃金の一ドル三六〇円による就労保障

について
(一) 生活必需品価格安定資金について
(二) 金融逼迫の緩和策について
(三) 軍労働者の雇用安定対策
(四) 土地問題等

第一 派遣議員団の構成
団長 衆議院議員 坂村吉正
同 同 大出 俊
同 同 和田 耕
同 同 伊藤 惣助
同 同 山口 敏夫
同 同 東中 光雄
同 同 山田 理平
(同行) 衆議院参事 山田 理平
衆議院常任 衆議院調査員 石田 俊昭
委員 衆議院調査員 石田 俊昭

第二 視察の目的
沖繩の復興に伴う関係国内法等の審査に資する
ため。

第三 視察日程
二月七日(月) 時分
九・五七 東京国際空港発
一三・二五 那覇空港着
一三・五五 沖繩・北方対策庁加藤沖繩事務局
長より説明聴取(沖繩・北方対策
庁沖繩事務局庁舎)
一五・一〇 沖繩復興準備委員会高瀬大使と懇
談(日本国政府代表事務所)
一五・五〇 琉球政府屋良行政主席を訪問、行
政府幹部と懇談
一六・五五 立法院星議長を訪問、立法院議員
と懇談(立法院予算、決算委員
会)
一九・二〇 高瀬大使主催夕食会(那覇亭)
ホテル香和泊
二月八日(火)
各界代表と懇談(ホテル香和ブルースカイラウ

ンシ)

- 一〇・〇〇 沖縄県労働組合協議会代表と懇談
- 一三・一〇 民間労働組合代表と懇談
- 一四・四〇 琉球商工会議所及び沖縄経営者協会代表と懇談

- 一五・五五 沖縄市町村軍用地地主会連合会代表と懇談
- 一六・四五 市町村会、市町村議会議長会代表と懇談

- 一七・四五 記者会見(ホテル香和ブルースカイラウンジ)
- 一九・三〇 加藤沖縄事務局局長主催夕食会(ホテル香和ブルースカイラウンジ)

- 二月九日(水)
- 九・三〇 ホテル香和発

- 一三・二〇 那覇空港発
- 一五・三五 東京国際空港着

- 第四 現地各界との懇談の概要
- 一 立法院議員との懇談

立法院においては、星克議長、伊芸徳一、副議長及び太田昌知(沖縄自由民主党)、平良幸市(沖縄社会大衆党)、岸本利実(日本社会党沖縄県本部)の各議員と懇談を行ない、1公務員給与、民間労働者の賃金の一ドル三六〇円による保障(星議長、岸本議員)、2積立年次休暇の買上げ(岸本議員)、3金融資金(住宅建設資金、輸入資金)の逼迫に対する措置(太田議員)、4物価対策(太田議員)を中心に、沖縄開発庁設置法案関係については、1自治権尊重の立場からの運用面での配慮(太田議員)と振興開発計画の内閣総理大臣の決定権(平良議員)、2土地所有権問題解決のための特別立法(平良議員)などについて話し合いが行なわれた。

また、自衛隊の沖縄配置、那覇防衛施設局の設置とその所掌事務の内容についても話し合いが行なわれた。

なお、中小企業対策について、設立予定の沖縄振興開発金融公庫からの中小企業に対する十分な融資と税制面での配慮(太田議員)についての要望があった。

二 琉球政府屋良行政主席との懇談

屋良行政主席より、祖国復帰は本年五月十五日と決定したが、その復帰準備に通貨問題が加わり、現在これが重要な問題となっているとしてその実情について説明があった後、懇談を行ない、通貨問題について、1一ドル三六〇円による沖縄通貨の即時切替、2変動相場移行後の損失補償措置として、(1)対外収支の損失の早期補填(通貨補償金の早期支払い)、(2)本土、沖縄間の貿易に対する円勘定の設定による完全物価対策、(3)琉球政府、市町村等に対する財源追加(給与引き上げ、工費、措置費等の増加)及び軍雇用員の賃金引き上げのための財政措置、(4)十月八日の通貨措置もれの法人純預金、保険、市債及び公社債に対する措置、(5)本土旅行者の旅費、生活費等の送金の補償(一定限度内とする)、(6)軍雇用員、公務員の給与換算保障、(7)十月八日以降の経済成長に見合う分の追加補償、3企業対策のための財政投資並びに中小企業金融の面から緊急措置として、(1)経済変動に伴う緊急対策資金(貿易差損のつなぎ資金、企業倒産防止資金、復帰特別対策資金等)の支出、(2)基地の整理縮小、ドル防衛策の強化等により転業を余儀なくされる基地関連企業の転業資金の支出、(3)大衆金融公庫の通貨調整前の需要規模を維持するための資金の追加などについて要望があった。

また、沖縄開発庁の機構、自衛隊の沖縄配置、那覇防衛施設局の設置等についても懇談したが、屋良主席より、沖縄県民の総意は「復帰措置に関する建議書」に盛り込まれているので、その趣旨等を斟酌されたい旨が述べられた。

三 沖縄県労働組合協議会代表との懇談

仲吉議長より、共通問題として、1一三六〇円レートによる沖縄通貨の即時切替、2賃金の一ドル三六〇円の読替えによる保障、3復帰に伴う

失業不安に対する雇用対策の確立について要望があった。ついで傘下の各組合代表より、それぞれの立場から次のような要望があり、これらを中心として懇談が行なわれた。

(一) 全沖縄軍労働組合

吉田委員長より、1賃金、手当、休暇等、全軍労働者の要求をいれた間接雇用への移行、2第四種軍雇用員の第一種雇用への切り換えについて要望があった。また、米軍は新たに基地従業員の新設を計画しているようであるが、復帰前に新たな解雇をしないよう日米間で交渉し、合意してもらいたいとの要望もあった。

(二) 沖縄官公労働組合

吉元書記長より、1琉球政府職員的身分引き継ぎにあたっては一人の解雇者も出さず、配置転換は本人の希望尊重、2給与の現給保障、3積立年次休暇の復帰前買上げなどについて要望があった。

(三) 私鉄沖縄県労働組合連合会

平田連合会議長より、沖縄県民の足の確保とバス労働者の生活と権利、雇用の安定をはかるため、バス事業に対し本土の国鉄、公営並みの助成策がとられるべきであるとして、官民の出資によるバス事業の新会社の設立、新会社に対する国家資金の投入(出資及び補助)、長期低利資金の融資並びに諸税の減税等の措置などについて要望があった。

(四) 全日本港湾労働組合軍港支部

松堂委員長より、軍港労働者は第四種雇用員であるが、布令第一一六号(琉球人使用者に対する労働基準及び労働関係法)により、重要産業の指定を受け労働基本権が制約されているとの説明があり、今後、輸送の合理化、業務の縮小に伴い、解雇が予想されるとして、1軍関係離職者等臨時措置法(一九六九年九月一三日、立法第一四七号)の適用範囲の拡大(特別給付金の本土並み増額、就職促進手当の大幅増額等)、2退職手当の増額(第一種雇用員並みに一九五二年から支給等)、3復帰後の港湾産業の位置づけ(一年契約制の廃止、契約内容の本土並みの改善等)について要望があった。

(五) 全沖縄パン(VAN)労働組合連絡協議会

仲山委員長より、パン労働者は米軍人家族等の旅行帰国等に伴う梱包業務に従事する第四種雇用員であり、今後、米軍基地の整理等のため業務の縮小、合併が予想され、その雇用に大きな不安があるとして、雇用保障に關し、1軍関係離職者等臨時措置法の即時適用、2退職金の日本政府による肩がわり支給、3企業統合による間接雇用制度への移行による身分保障について要望があった。

(六) 全沖縄石油化学労働組合

眞栄里書記長より、復帰に伴う石油産業労働者の雇用保障に關し、1本土石油業法の適用の一時延期と経過措置として五ヶ年の特別暫定措置を制定すること、2布令第三二一号(合同石油審議会)に規定する石油販売制度に關するすべての機能を沖縄県に移譲すること、3那覇貯油ターミナル諸施設を沖縄県へ移管すること、4石油製品は国際入札制とし、低廉なる供給をはかり、貯油ターミナルの運営は既存企業にその権利を与えること、5暫定措置期間内に石油産業労働者の再就職のための職業訓練研修を実施すること、6既存企業の強化育成のために必要な資金の長期低利の融資と地元企業の育成策を講ずることなどの要望があった。

(七) 沖縄生命労働組合

宮里委員長より、沖縄の生命保険会社は零細企業であり、復帰後、本土企業の進出等により人員整理等が予想されるとして、その進出等の防止のための暫定、特別の措置について要望があった。

以上のほか、沖縄総合事務局の機構、那覇防衛施設局の設置、給与の現給保障のために支給されることとなっている特別手当の性格、設置予定の琉球大学附属病院との関係における那覇病院の県立病院としての存続(以上、官公労)、第四種雇

用員の業務内容（軍港労働組）などについて意見が述べられた。

四 民間労働組合代表との懇談

仲田全日本労働総同盟沖繩地方同盟会長より、通貨問題について、一六・八八%の円の切上げは物価値上に通じ、一ドル三〇八円の新レートは、三四・五%に及ぶ実質賃金の大幅な減額になるとして、沖繩の通貨即時切りかえと一ドル三六〇円の保障について要望があり、その具体策等について懇談した。

五 琉球商工会議所、沖繩経営者協会代表との懇談

国場商工会議所会頭より、円切り上げによる円建て読みかえ賃金の差損補償について、1賃金の差損は国の責任において補償すること、一定期間分の賃金差損相当額を賃金差損補償金として支出し、賃金生活者に一括補償金を支給すること、2一定期間経過後の賃金分については、本土類似規模企業並みに賃金水準が維持、確保できるように税制、金融面等の措置による企業振興策を講ずることの要望があり、輸入抑制措置により育成中の企業対策についても要望があった。

また、船越経営者協会会長からも、諸替え賃金の差損補償に、国場会頭と同趣旨の要望とその具体策等について意見が述べられた。

なお、派遣議員団は、諸替え賃金の差損補償の要望事項については政府に対しても要請すべきである旨の助言を行なった。

六 沖繩市町村軍用地地主会連合会代表との懇談

比嘉連合会会長より、1賃賃借契約についての適正措置、2解放土地の復元補償の早期適正措置並びに関係地主の生活保障措置、3軍用地の取得に伴う通常損失補償の適正措置、4土地の再測量による所有区分の確定並びに公簿、公図もれ地主の救済措置、5第二次大戦中、旧日本軍により接収された土地（国有地）の旧地主への所有権回復の措置、6海没地（滅失地）補償の適正措置、7土地裁判所訴訟事案の適正補償措置、8講和前補償（布令第六〇号）もれの適正措置、9市町村地域開発のための軍用地の解放措置、10基地周辺の障害防止並びに民生安定の対策措置、11防衛施設局の設置について要望があり、これらの事項を中心に懇談が行なわれた。

七 市町村会、市町村議会議長代表との懇談

平良沖繩県市長会会長より、沖繩県市長会、沖繩県市町村会、沖繩県市議会議長会及び沖繩県町村議会議長会の四団体の要望として、1沖繩振興開発について、沖繩振興開発審議会の委員に市町村代表を多数参画させること、2市町村行政の強化策について、沖繩臨時特例交付金制度を沖繩振興開発計画と同様十ヶ年間実施すること、3軍用地関係の基本的考え方について、(1)軍用地及び施設の開放後の転用計画については地域住民の意志を尊重してもらいたいこと、(2)開放後の土地及び施設の復元補償及び土地測量等の早期実施、(3)未開放軍用地周辺地区における基地周辺整備法に基づく施設等の補助率の引き上げ、4終戦処理事項の完全遂行について、(1)戦時中並びに講和発効前に日本軍、連合軍、行政官庁によって接収された市町村道、農道、河川等の潰地に対する早急なる補償、(2)元沖繩県町村吏員恩給組合員及びその遺族に対する早急なる補償、5通貨問題について、(1)一ドル三六〇円による沖繩通貨の早期切替え、(2)物価対策、(3)市町村財政の逼迫に対する特別措置、(4)給与の政府の責任による保障などについて要望があった。懇談では、右の要望のほか、沖繩総合事務局の機構、自衛隊の沖繩配置、那覇防衛施設局の設置等についても意見が述べられた。

第五 派遣議員団の所見

派遣議員団は、二月七日から同月九日まで三日間にわたり、沖繩の現地事情掌握のための視察を行なった。

戦後二十有余年の長きにわたって米国の施政権下に置かれてきた沖繩は、いよいよ本年五月十五日、本土に復帰することとなった。

返還日の確定により、今日まで進められてきていた復帰準備は、復帰時において住民生活に混乱を起すことがないよう、より一層周到かつ早急に進められるべきである。

これら復帰準備に万全を期し、住民生活の安定と福祉の向上をはかることが新しい沖繩県づくりの第一歩であり、沖繩住民の期待にこたえる道でもある。

派遣議員団は、返還日が確定した後、最初に沖繩に派遣された議員団であり、沖繩の復帰に伴う関係国内法等の審査に資するため、沖繩各界の方々と懇談し、その意見を聴取することが主たる目的であった。しかし、昨年八月以降に生じた通貨問題、特に一ドル三〇八円の新レートの実施に伴う諸問題に要望が集中する結果となった。

以下、派遣議員団が、沖繩滞在中、星立法院議長、屋良琉球政府行政主席をはじめ沖繩各界の代表と懇談した結果について所見を述べたい。

一 通貨問題

昨年八月十五日に発表されたアメリカのドル防衛策の実施、続いて同月二十八日から円の変動相場移行、さらに十二月二十日からの一ドル三〇八円の新レートの実施は、ドルを通貨とする沖繩に深刻な影響を及ぼし、物価の上昇、企業規模の縮小、企業活動の停滞等により、県民生活や経済活動の先行きに不安が高まっている状況である。

(一) 賃金の一ドル三六〇円による諸替え保障について

沖繩の各界は一致して、一ドル三六〇円の新レートによる沖繩通貨の即時切替えの要望とともに、賃金の一ドル三六〇円による諸替え保障について強く要望している。特に、公務員、民間労働者のいづれも、一六・八八%の円の切上げは物価値上に通じ、一ドル三〇八円の新レートによる諸替えでは、実質賃金は甚だしく減額されることになり、生活が脅かされるとして、民間労働者の中にはすでにその保障を要求して本年二月一日、二日と二日間わたる実力

行使を執行し、近く再び執行することとしている状況である。しかも、公務員の使用者である当局や企業経営者にとつて、この問題はベース・アップのような通常の労使間の問題の範囲を越えるものであり、政府の責任において解決されるべきであるとし、労働者も同様な立場に立っていることから全面的な解決策を得るに至っていない。

この状況が復帰の日まで続くならば、沖繩県民の生活と経済活動に混乱が生ずることが予想され、円滑な復帰を望む沖繩県民をはじめ日本国民にとつて遺憾なことといわねばならない。

そのような事態を回避するためにも、政府において、現地沖繩の要望等を検討し、きめこまかい対策を講ずるよう配慮を望みたい。特に、民間労働者の賃金保障については、企業の経営内容等によって差異が生ずることが予想されるので、中小、零細企業に対する金融、税制面等を含めた対策を講ずるよう望みたい。

(二) 生活必需品価格安定資金について

沖繩は、生活必需品の約八〇%を本土から輸入しているが、昨年八月二十八日の円の変動相場移行に伴い、政府は九月三日、沖繩の物価対策として、沖繩が本土から輸入する生活必需品の値上りを防ぐための物価安定資金として一〇億円の支出を決定した。これを受けて、沖繩の立法院は、九月二十一日、一〇億円の資金を用いて価格安定操作を行なうため、「特定物資の価格安定に関する緊急臨時措置法」及び「特定物資価格安定資金特別会計法」を制定し、十月十日から施行した。その後、本年二月一日、政府はこの資金をさらに一〇億円追加支出し、対象品目も四四〇品目となっている。

その資金の運用状況は、沖繩事務局提出の資料によると、本年一月末現在、申請件数四、六二九件に対し給付件数八三六件で一八・一%、申請にかかる必要資金五八二万三、〇〇〇ドルに対し支給額一、二二万四、〇〇〇ドルで二〇・

八%となっており、その進捗率は必ずしも良好とはいえないが、琉球政府も初めての業務で支給事務に熟達するまでに相当の時間を必要としたためであるとのことであった。

他方、変動相場移行後の沖縄の物価は、同じく沖縄事務局の資料によると、対前年(一九七〇年)同期の上昇率は、総合で一・八%となっており、これは一九七〇年の対前年(一九六九年)同期の上昇率五・一%(一・八%)、二・六%(九・一%)から見て変動相場制の影響と考えられることである。

また、これを輸入、島産品別について対前年上昇率を見ると、輸入品のうち、本土産品は、一九七一年一・八月の平均四・八%に対し九月五・五%、十月六・五%、十一月六・九%、十二月五・三%と上昇しており、外国産品も同じく上昇している。島産品については、同じく一・八月の対前年平均上昇率六・二%に対し、九月九・〇%、十月一・九%、十一月一・八%、十二月一・六・五%と大きな変動をしつつも上昇している。なお、沖縄事務局の説明では、本土産品の生活必需品に対する物価安定資金による対策にもかかわらず本土産品が上昇している原因については、本土産品そのものの値上がりによるのか、為替変動に伴うものかについてはまだ説明されていないことである。

いずれにしても、安定資金による対策以来まだ三月余しか経過していない現在、同資金の有効性について判断することはできないが、沖縄現地においては、その制度の仕組み、申請手続の複雑さ等のため業者の中には為替差損分を商品に転嫁しているものもあるのではないかとという声もあり、同資金の目的が確保されるよう政府において申請手続の簡素化等について検討する必要があると考える。

また、同資金二〇億円の消化の進捗状況は良好とはいえないが、支給事務の熟達、職員員の増員等により二月中には概ね消化する見込みである。

昭和四十七年三月十五日印刷

り、また、二〇億円では特定品目の全輸入額について手当てをすることは無理であるとして資金の追加を期待しているとのことである。これについては、来年度予算に約一三億八、〇〇〇万円が計上されているが、これを含めて政府の検討を望みたい。

(三) 金融逼迫の緩和策について

沖縄の経済は、昨年十二月の円の切り上げにより、本土との取引面で切上げ幅に相当する額の沖縄経済からの資金の流出等が生じ、円滑な経済秩序の維持に支障をきたしているとのことである。大衆金融公庫に対する資金の追加、現地金融機関に対する日本銀行資金の預託等、金融逼迫の緩和策について要望があった。この問題については、その資金不足が住宅建設資金、輸入資金等であることを考慮して、資金追加の方向での検討を政府に望みたい。いずれにしても、通貨問題については、各界一致して、政府の責任における解決とその対策を要望しているところであり、政府は、かねてから言明しているところ、「沖縄県民に迷惑をかけない」という基本原則に立って、適切な措置を講ずる必要があると考える。

二 軍労働者の雇用安定対策

軍労働者(第一種及び第二種)は、復帰後、直接雇用制から間接雇用制に移行することとなっているが、移行に当たっての処遇等がまだ明らかにならずなお不安が残されている現状において、米軍は新たな解雇を行なおうとしており、五月十五日の復帰の日を目前にしての解雇は新たな紛争を生じさせることとなり、また、雇用安定対策等からも、新たな解雇者を出さないよう政府の責任において米軍と交渉してもらいたいとの要望があった。

この要望については、軍労働者の雇用安定と円滑なる本土復帰という立場から、政府は、その実情等を調査し、米軍と折衝するなど適切な措置を講ずべきであると考ええる。

また、第四種軍雇用員の第一種雇用への移行等

昭和四十七年三月十六日発行

の要望については、来年度予算に対策費を計上しているところであるが、その職種が港湾、清掃、梱包関係等多種にわたり、契約内容等も複雑となっているため、必ずしも十分に実情が把握されていないように思われたので、政府においてその実情の把握に努めるとともに、雇用機会の少ないという沖縄の事情等を考慮し適切な措置が望まれる。

三 土地問題等

沖縄の復興開発には、米軍基地の整理縮小と土地所有権の確定が必要であると各界から訴えられたのであるが、米軍基地の整理縮小については、政府は、第六十七回国会における衆議院の「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」もあり、一そうの努力を払うべきである。また、土地所有権の確定問題については、第二次大戦下における戦場、引き続く連合軍の占領等という沖縄の事情から、公簿、公図等の不備による所有権をめぐる紛争等によって、沖縄の開発計画に支障が生ずることも予想されるので、政府は、所有権確定のため、土地調査等の措置について早急に検討すべきであると考ええる。

以上が派遣議員団の所見の概要である。

今回の視察は短期間の日程であったが、多方面にわたって復帰を目前にした沖縄のかかえている切実にしてかつ困難な諸問題について貴重な意見を聴取することができ、きわめて実り多き視察であった。視察に当り、終始派遣議員団に御協力を賜った方々に深く感謝申し上げるとともに、五月十五日の円滑な祖国復帰と豊かな沖縄県づくりに、さらには通貨問題等、当面の問題の解決に向って一そうの努力を払うことを決意するものである。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局